令和4年度　成年後見制度に関する実態把握調査結果

令和5年1月

ふれあいネットワーク

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

≪ もくじ ≫

Ⅰ　調査の概要・・・1

Ⅱ　令和4年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果・・5

Ⅲ　令和4年度社協における法人後見事業等に関する実施状況調査の結果・・・・・・21

Ⅰ　調査の概要

調査の概要

1 目 的

県内における成年後見制度の取組み状況の把握

2 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会

3 調査の種類、目的、対象等

（1）令和4年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査

目　的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見事件の状況把握
対　象	新潟家庭裁判所（1ヵ所）
実施方法	郵送による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

（2）令和4年度社協における法人後見事業等に関する実施状況調査

目　的	新潟県内の市町村社会福祉協議会における法人後見事業等への取組み状況の把握
対　象	新潟県内の市町村社会福祉協議会（30社協）
実施方法	メール及び郵送による依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

4 調査時点

令和4年5月1日

5 調査期間

令和4年6月3日～24日

6 調査結果の概要

(1)令和4年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果

① 令和3年の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は960件(前年比23件増)。

② 申立人は、「本人」が最も多く285件(全体の30.3%)。次いで「市町村長」196件(全体の20.8%)。

③ 主な申立て動機は、「預貯金等の管理・解約」が最も多く855件。

④ 親族が成年後見人等候補者として各開始申立書に記載されている件数は158件(認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件総数のうち17.6%)。

⑤ 成年後見人等と本人との関係別選任件数は、親族後見人※1選任件数が145件(前年比33件減)、第三者後見人※2選任件数が792件(前年比46件増)となり、平成25年以降、第三者後見人の選任件数が親族後見人の選任件数を上回り続けている。

⑥ 成年後見監督人等が選任された件数は23件(認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件総数のうち2.6%)。

⑦ 令和4年6月9日時点の成年後見制度利用者数は5,297人(前年比90人増)で、平成25年以降、年々増加している。

(2)令和4年度社協における法人後見事業等に関する実施状況調査の結果

① 「中核機関」を受託している社協は5カ所。

② 「権利擁護センター等」※3を受託している社協は6カ所。

③ 「協議会等」を受託している社協は3カ所。

④ 「法人後見事業」の実施体制を整備している社協は21カ所(前年比1社協増)。

⑤ 法人後見事業を実施している社協における累計受任件数は388件(前年比56件増)。
そのうち132件(前年比34件増)は既に終了しているため、受任中の件数は256件(前年比22件増)。

⑥ 「法人後見支援員」を雇用している社協は6カ所(前年比2社協増)で、合計118名(前年比14名増)を雇用している。

⑦ 成年後見制度関連事業(中核機関、権利擁護センター等、法人後見事業等)の財源としては、「後見報酬(成年後見制度利用支援事業含む)」が18社協、「行政からの委託金」が9社協、「行政からの補助金」と「自主財源」がそれぞれ6社協、「その他」が2社協の順となっている。

※1:「親族後見人」とは、親族(配偶者・子・兄弟姉妹等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

※2:「第三者後見人」とは、親族以外(弁護士・司法書士・社会福祉士・社会福祉協議会等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称。

※3:ここでいう「権利擁護センター等」とは、成年後見制度の広報や相談等を担う機関であって、市町村が直営、委託又は補助を行っているものをいう。

Ⅱ
令和4年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果

令和4年度新潟県における成年後見関係事件に関する実態把握調査の結果

【調査概要】

目　的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見関係事件の状況把握
対　象	新潟家庭裁判所 （新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所）
回答対象期間	令和3年1月から12月の数値
調査方法	郵便による依頼とファクスによる回収
発送数	1
回収数	1

※ 本年度以前の数値は過去に本会が実施した調査結果を引用。
※ 本調査結果（数値）は概数である。
※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率（%）は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

【定　義】

成年後見人等	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人の総称
親族後見人	親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族）で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外（弁護士、司法書士、社会福祉士等）で本人の成年後見人等に選任された者の総称

【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市（旧吉田町）、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市（旧燕市、旧分水町）、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市（旧松代町、旧松之山町）
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市（旧十日町市、旧川西町、旧中里村）、津南町

1　成年後見関係事件の申立件数

※　ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

- ➢ 令和3年の成年後見関係事件の申立件数は960件で、前年に比べて23件増加した。
- ➢ 類型別では後見開始571件（前年比43件減）、保佐開始282件（前年比42件増）、補助開始100件（前年比21件増）、任意後見監督人選任7件（前年比3件の増）となっている。
- ➢ 本庁・支部・出張所別にみると、本庁493件（前年比10件増）、長岡支部193件（前年比25件増）、新発田支部84件（前年比4件減）の順に多くなっている。

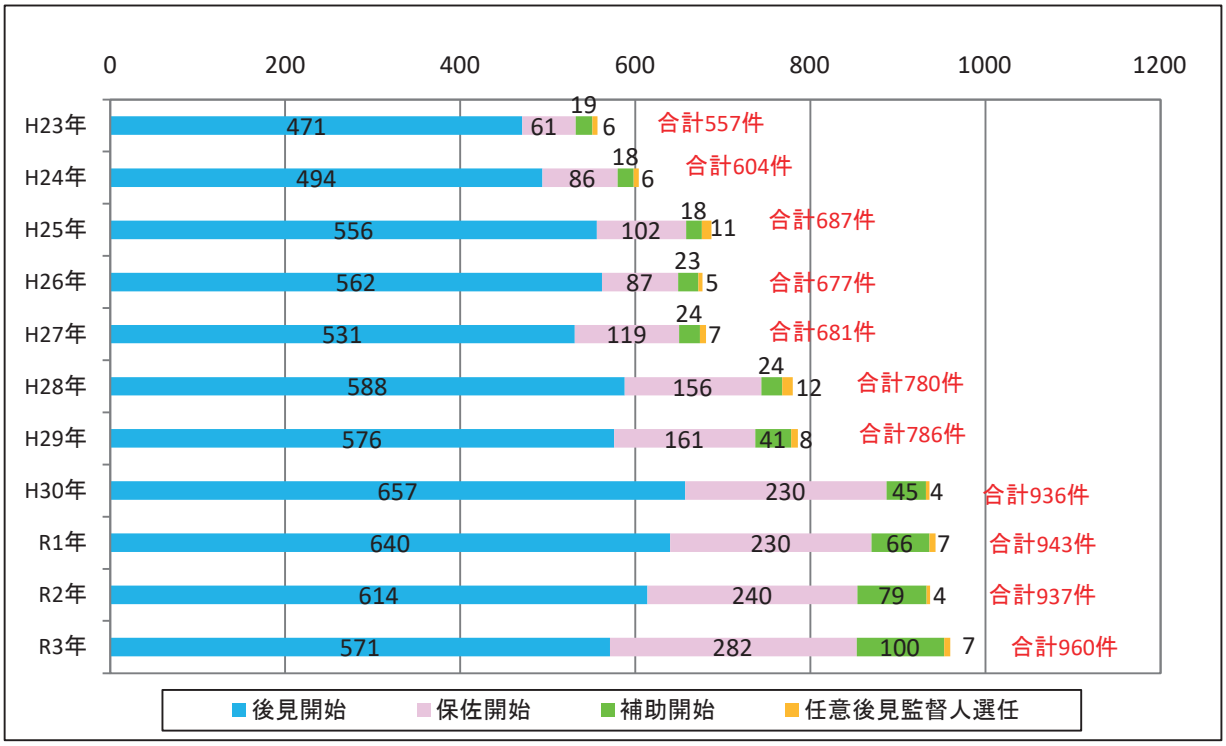

≪本庁・支部・出張所別件数≫

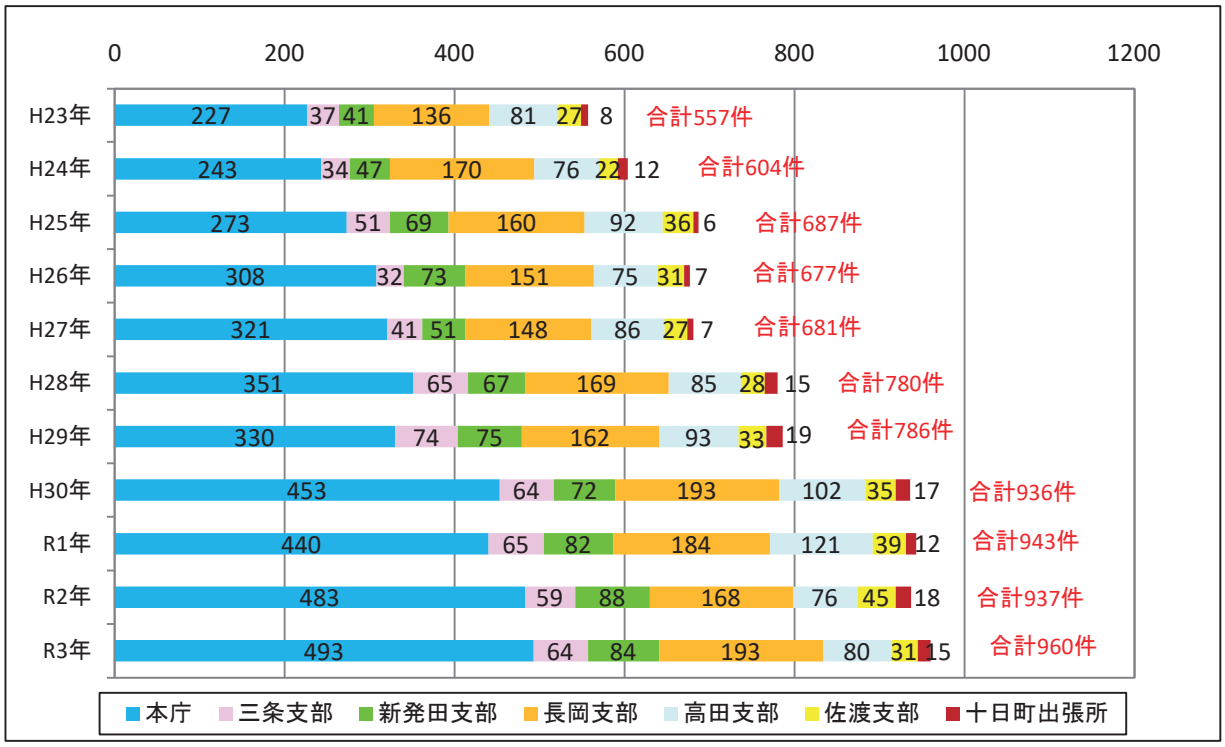

2 終局区分別件数

- 令和3年における成年後見関係事件の終局事件数合計942件のうち、「認容」908件（96.4%）、「却下」2件（0.2%）、「その他」32件（3.4%）となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁503件（認容490件、却下2件、その他11件）、長岡支部182件（認容175件、その他7件）、新発田支部83件（認容80件、その他3件）の順に多くなっている。
- 類型別にみると、「後見開始」が560件（認容540件、却下2件、その他18件）、「保佐開始」が284件（認容274件、その他10件）、「補助開始」が89件（認容85件、その他4件）、「任意後見監督人選任」が9件（認容9件）となっている。

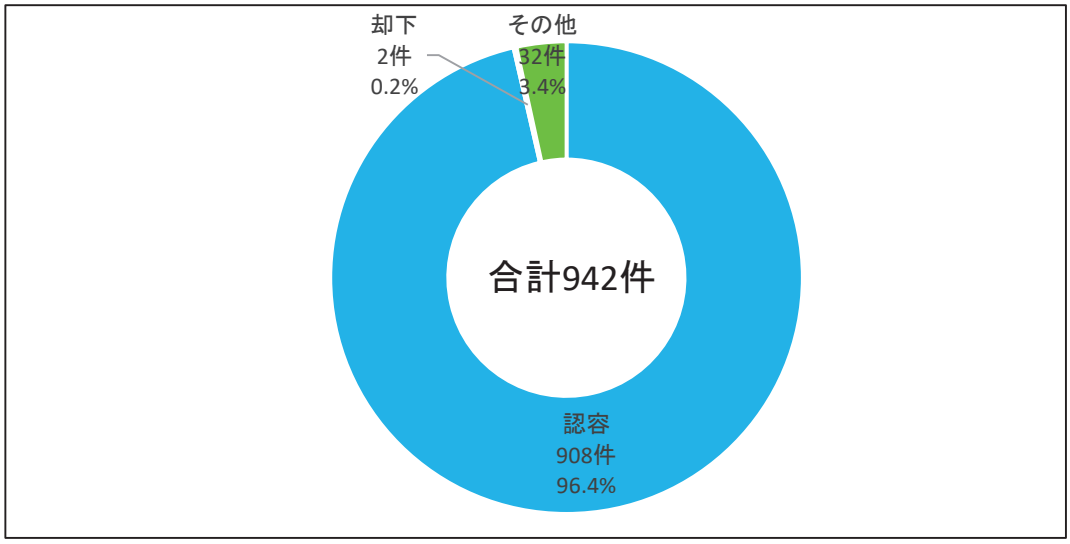

≪本庁・支部・出張所別件数≫

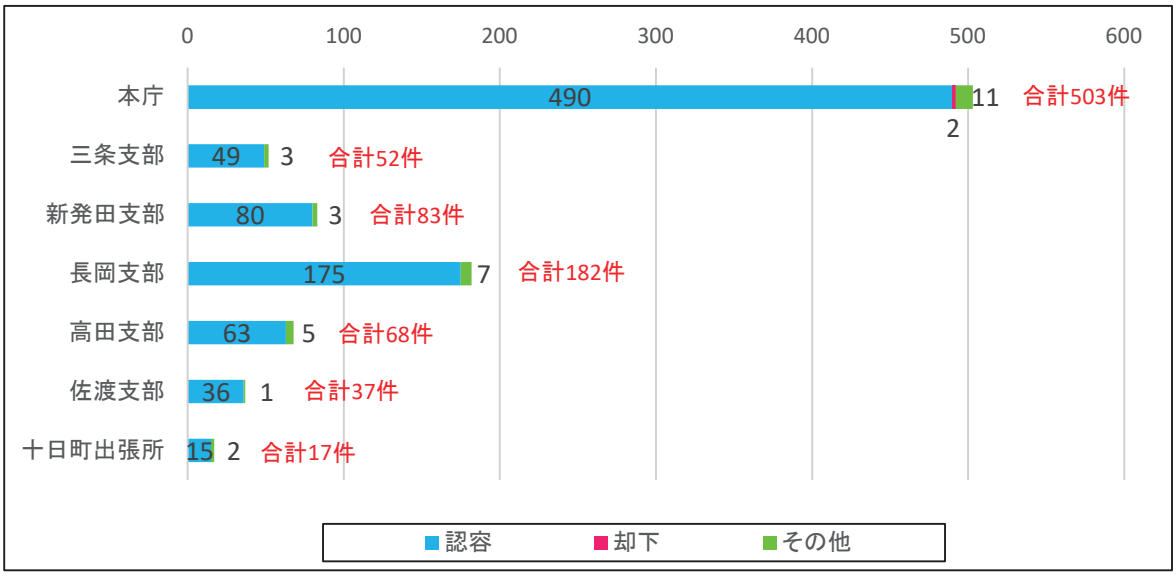

≪類型別終局区分件数≫

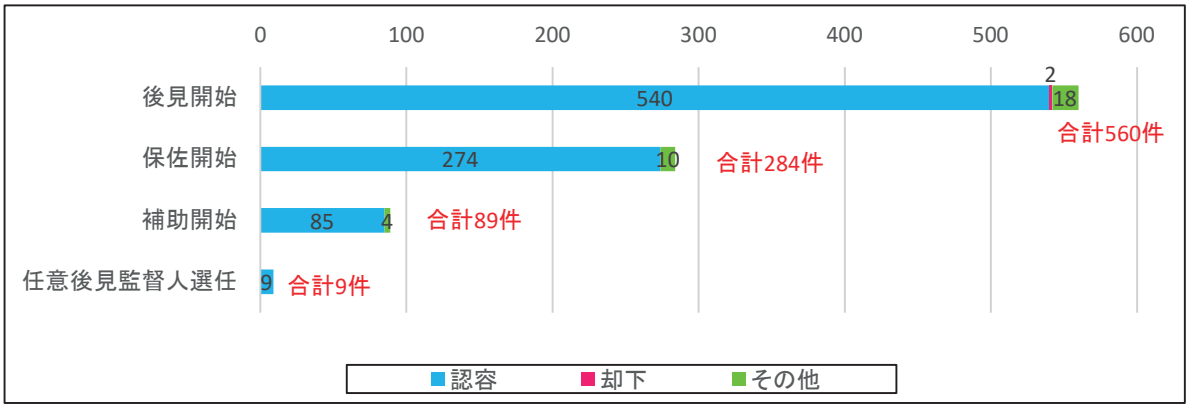

3 審理期間

➢ 審理期間が「1月以内」は44.4%、「1月超え2月以内」は30.8%、「2月超え3月以内」は13.4%、「3月超え4月以内」は6.1%、「4月超え5月以内」は2.1%、「5月超え6月以内」は1.5%、「6月超え」は1.8%となっている。

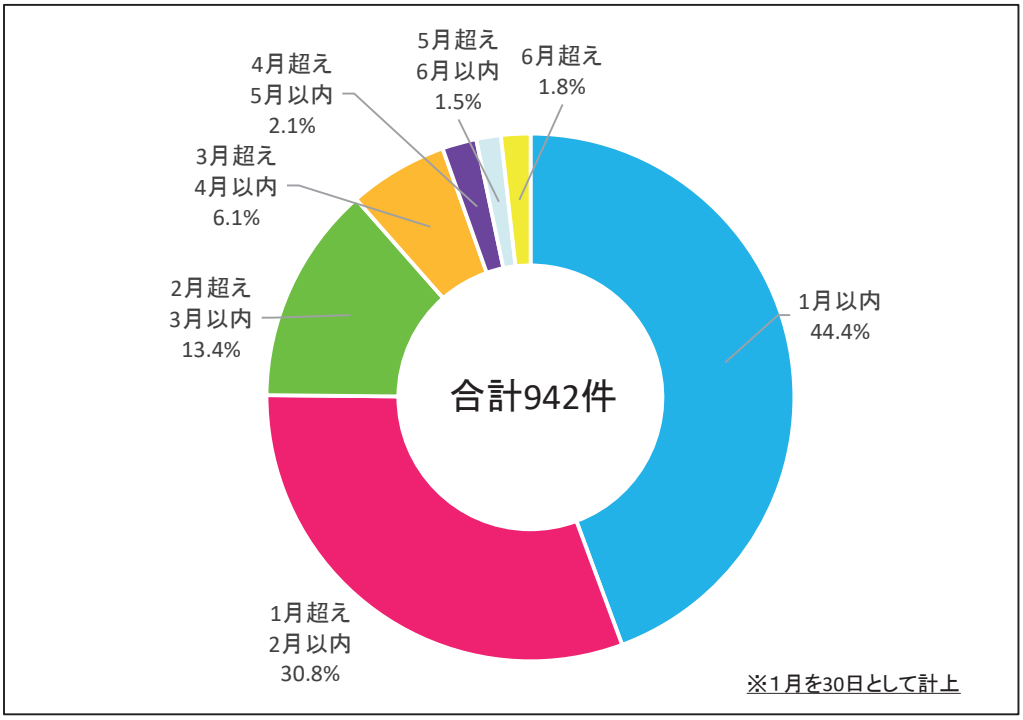

4 申立人の属性

➢ 申立人と本人との関係は、「本人」が285件(30.3%)と最も多く、次いで「市町村長」196件(20.8%)、「子」149件(15.8%)、「兄弟姉妹」115件(12.2%)、「その他親族」104件(11.0%)、「親」47件(5.0%)、「配偶者」24件(2.5%)、「法定後見人等」13件(1.4%)、「任意後見人等」9件(1.0%)の順となっている。

➢ 本庁・支部・出張所別にみると、本庁、三条支部、高田支部では「本人」が最も多く、新発田支部、長岡支部、十日町出張所では「市町村長」が最も多くなっている。また、佐渡支部では「子」が最も多くなっている。

➢ 近年、その申立件数が増加傾向にある「市町村長」は、令和3年は196件あり、前年と比べて18件増加している。

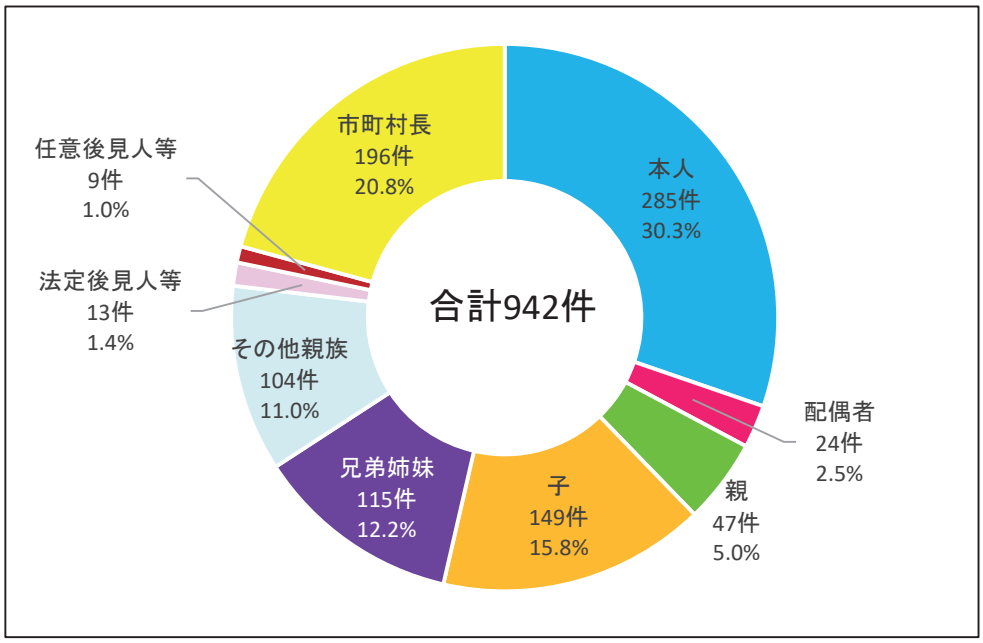

≪本庁･支部･出張所別件数≫

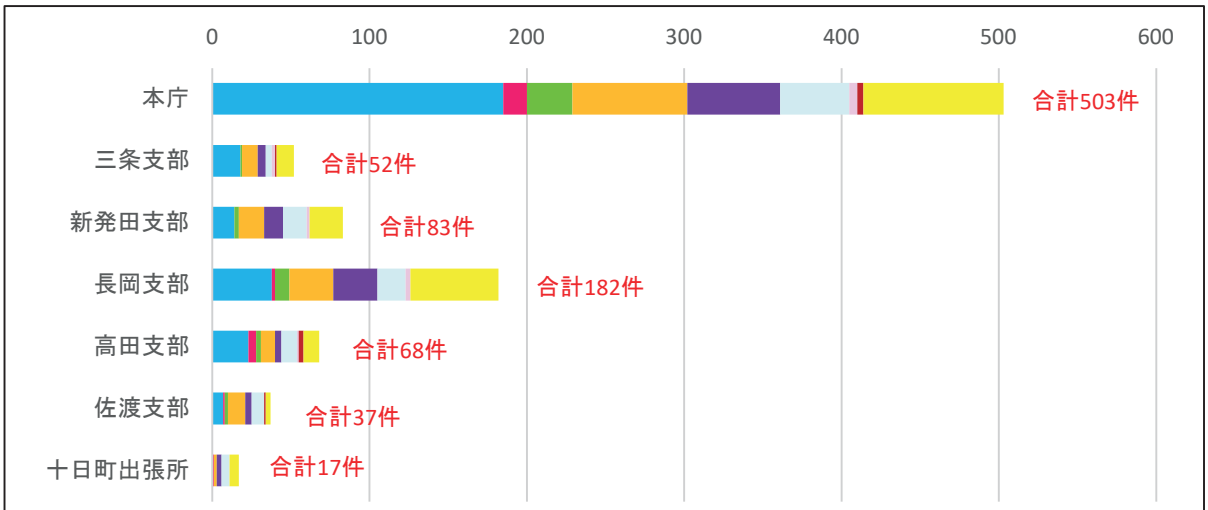

	十日町出張所	佐渡支部	高田支部	長岡支部	新発田支部	三条支部	本庁
本人		7	23	38	14	18	185
配偶者	1	1	5	2			15
親		2	3	9	3	1	29
子	2	11	9	28	16	10	73
兄弟姉妹	3	4	4	28	12	5	59
その他親族	5	8	10	18	15	4	44
法定後見人等			1	3	2	2	5
任意後見人等		1	3			1	4
検察官							
市町村長	6	3	10	56	21	11	89

≪本庁･支部･出張所別市町村長申立件数の推移≫

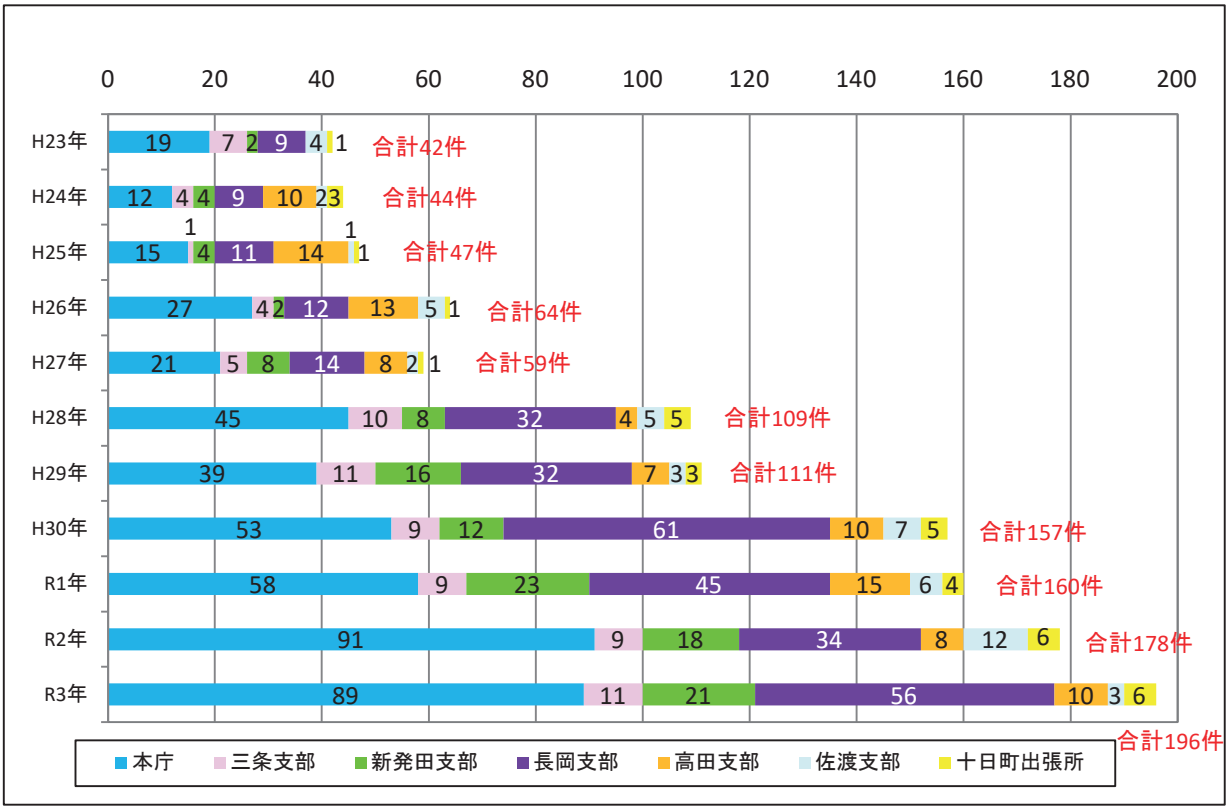

5 本人の性別・年齢

- 本人の男女別件数は、男性446件(47.3%)、女性496件(52.7%)である。
- 本人の年齢別件数は、「80歳以上」が410件(43.5%)と最も多く、次いで「70歳代」238件(25.3%)、「60歳代」125件(13.3%)の順となっている。一方、最も少ないのは「20歳未満」で4件(0.4%)である。
- 本人の男女別・年齢別割合をみると、「20歳未満」と「80歳以上」は女性の方が多い一方、その他の年代では男性の方が多くなっている。

≪本人の男女別割合≫

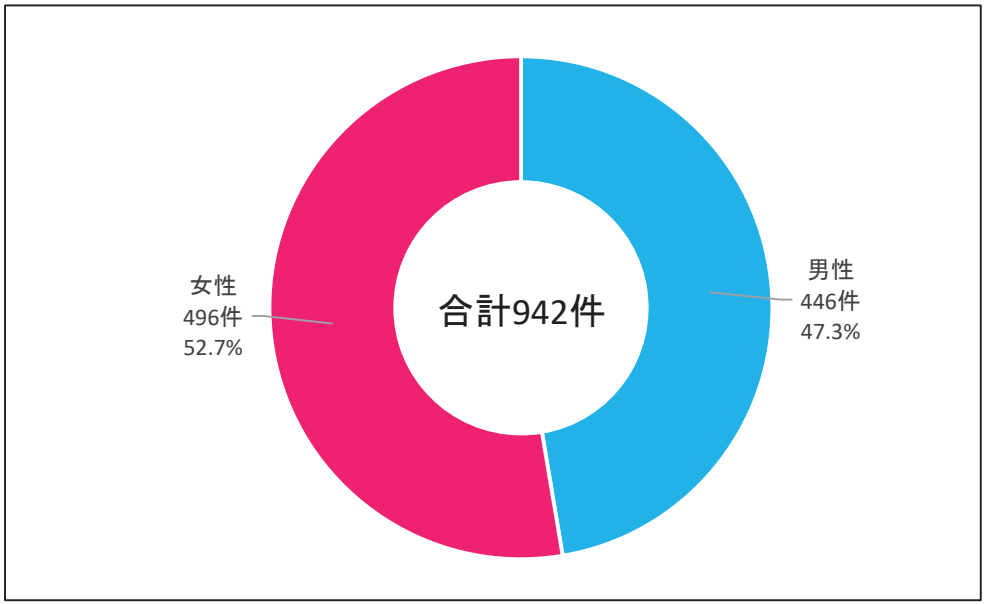

≪本人の年齢別割合≫

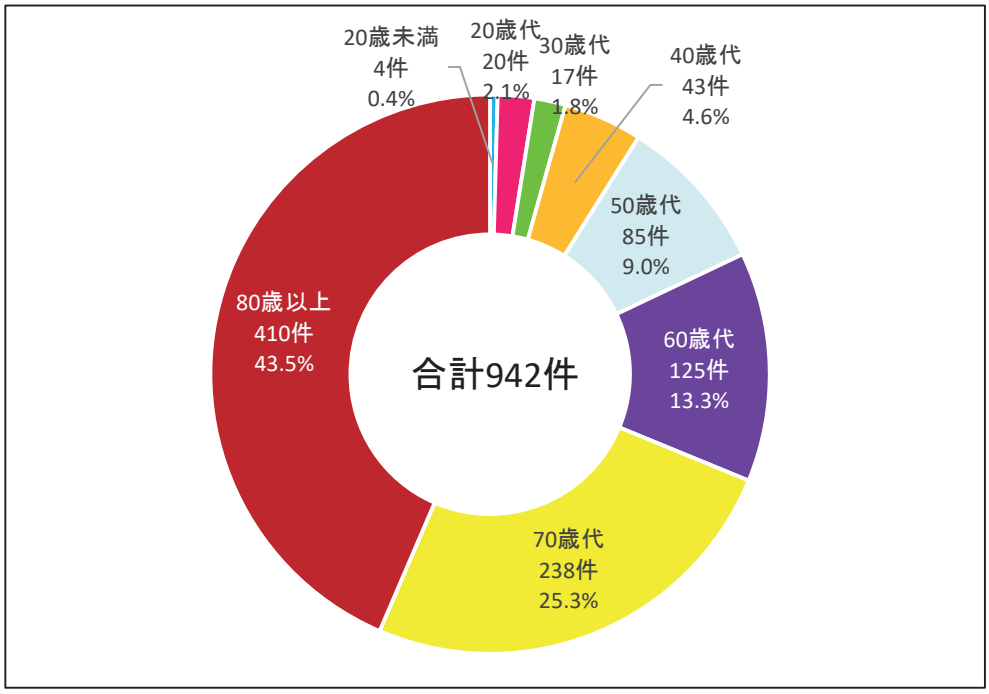

≪本人の男女別･年齢別割合≫

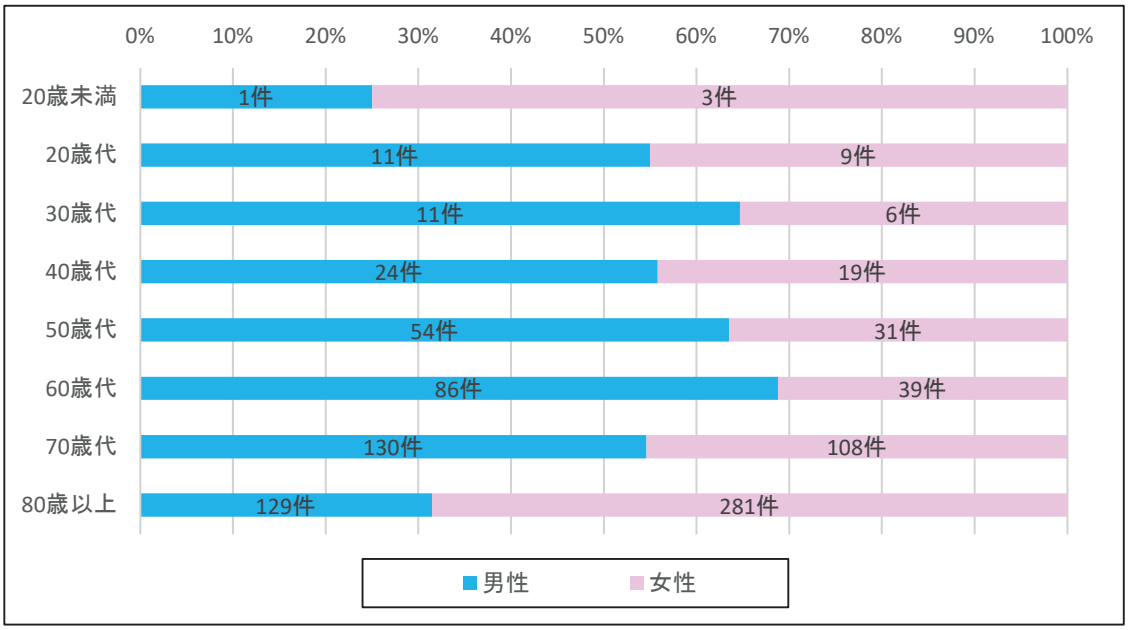

6 開始原因

➢ 認容で終局した事件うち、開始原因として「認知症」が517件(56.9%)と最も多く、次いで「その他」133件(14.6%)、「知的障害」111件(12.2%)、「統合失調症」102件(11.2%)、「高次脳機能障害」44件(4.8%)、「遷延性意識障害」1件(0.1%)の順となっている。

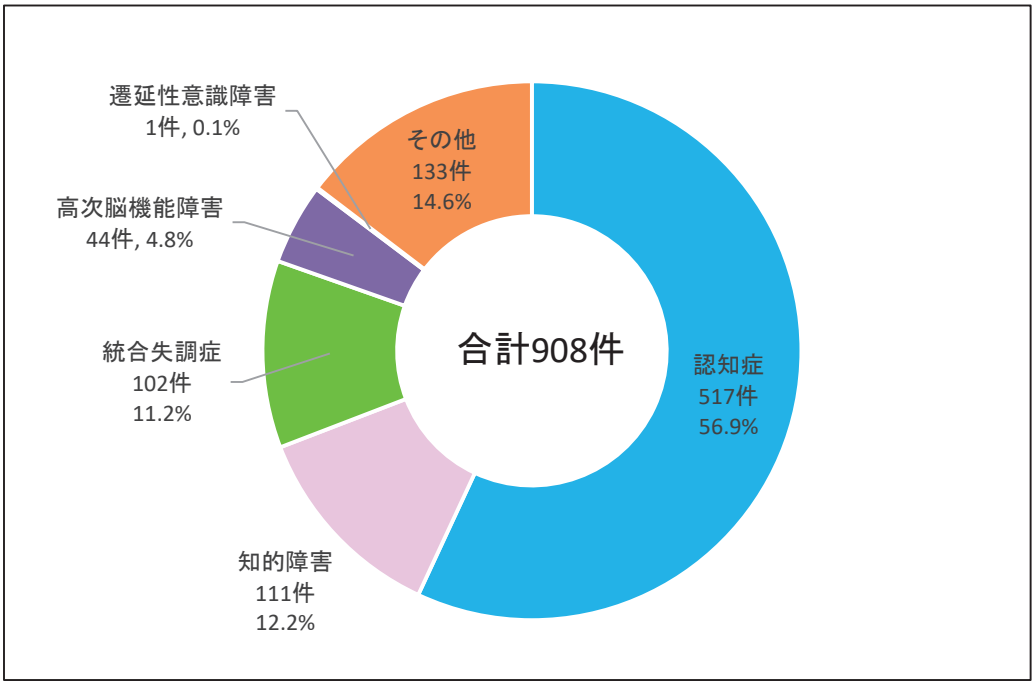

7 主な申立ての動機

➢ 主な申立の動機としては、「預貯金等の管理・解約」が855件と最も多く、次いで「身上監護」663件、「介護保険契約（施設入所等のため）」300件、「不動産の処分」220件、「相続手続き」186件の順となっている。

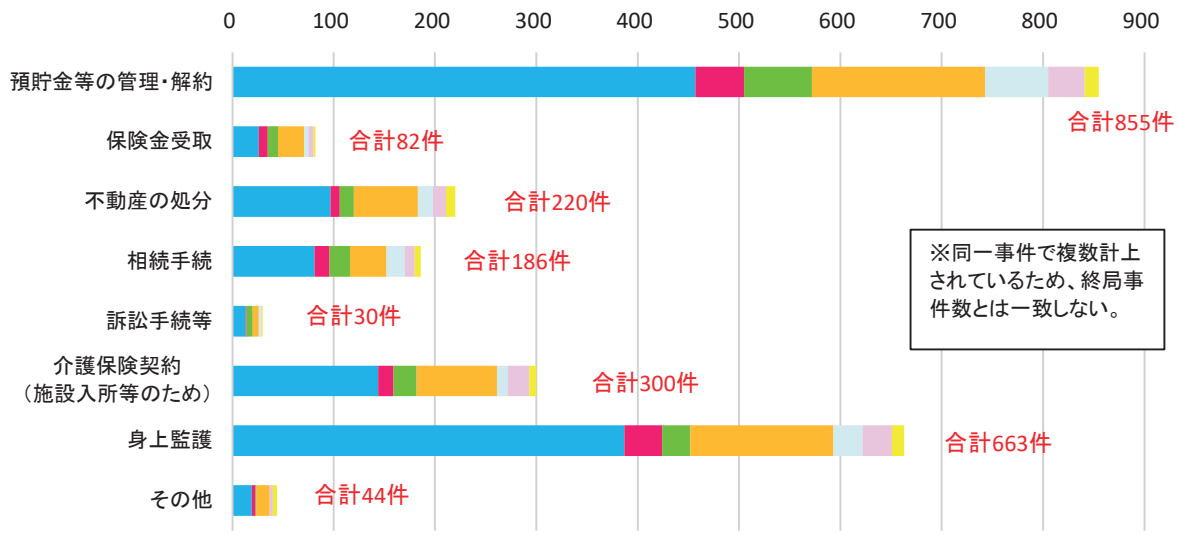

	その他	身上監護	介護保険契約（施設入所等のため）	訴訟手続等	相続手続	不動産の処分	保険金受取	預貯金等の管理・解約
本庁	19	387	144	13	81	97	26	457
三条支部	4	37	15	1	15	9	9	48
新発田支部	1	28	23	6	20	14	10	67
長岡支部	13	141	79	6	36	63	26	171
高田支部		29	11	2	18	15	4	62
佐渡支部	3	29	21	1	10	13	5	36
十日町出張所	4	12	7	1	6	9	2	14

8 鑑定の実施状況

➢ 終局事件のうち鑑定を実施したものは「後見」で3.1%、「保佐」で0.7%となっている。

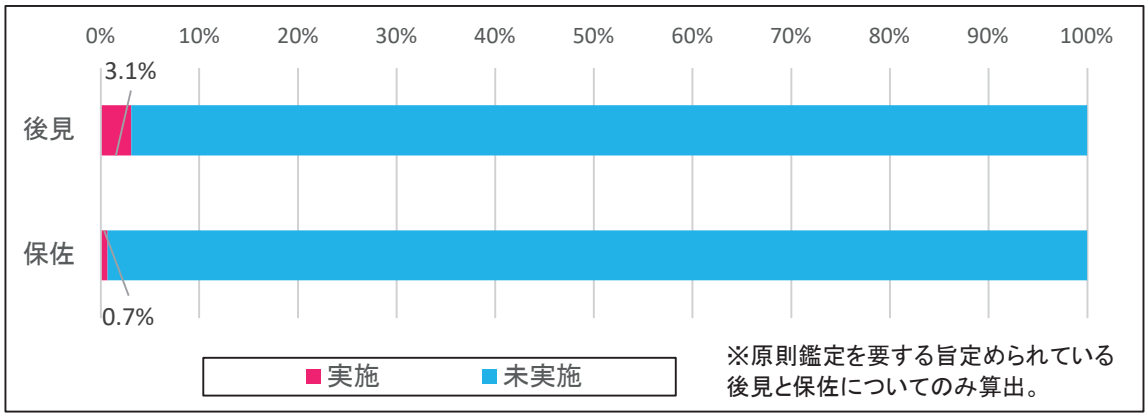

9　鑑定の費用

➢ 鑑定の費用は、鑑定を実施した全ての事件で「5万円超え10万円以下」となっている。

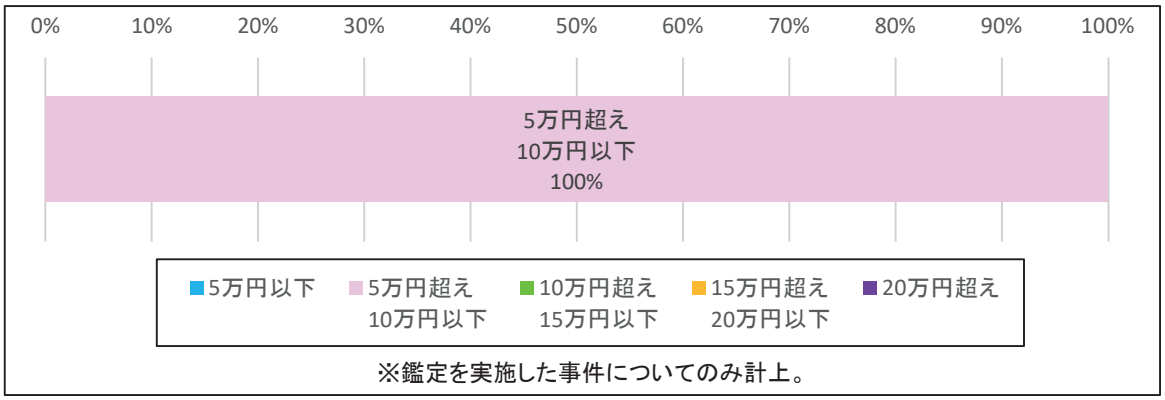

※鑑定を実施した事件についてのみ計上。

10　成年後見人等の候補者について

➢ 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、親族が成年後見人等候補者として各開始申立書に記載されている件数は158件（17.6%）となっている。

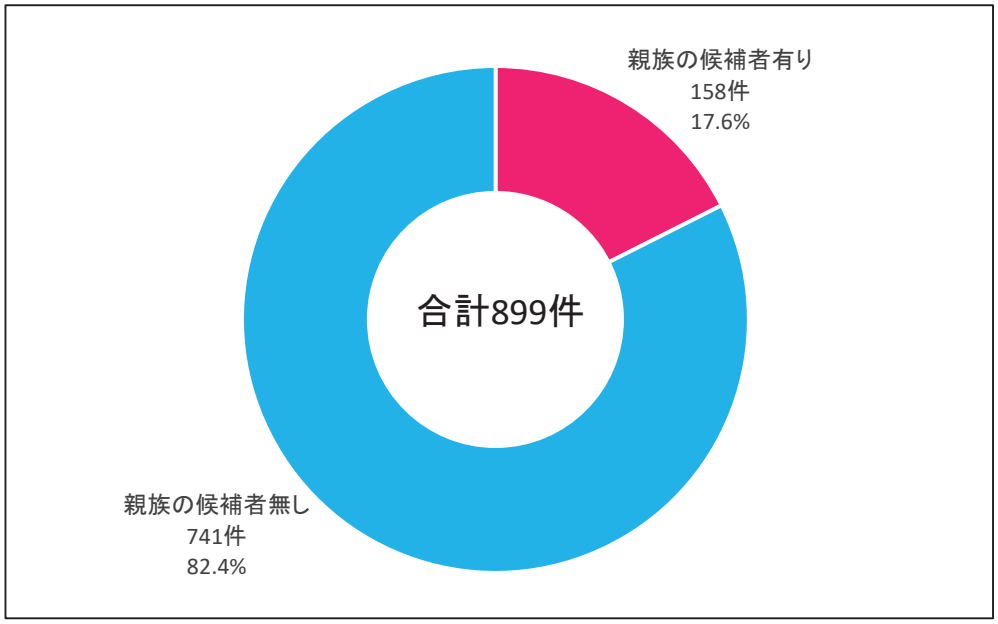

11　成年後見人等と本人との関係

- 成年後見人等が選任された件数は937件（前年比13件増）で、そのうち親族が後見人として選任された件数は145件（15.5%、前年比33件減）で、親族以外の第三者が後見人に選任された件数は792件（84.5%、前年比46件増）となっている。
- 親族後見人の内訳をみると、「子」が80件（55.2%）で最も多く、次いで「その他親族」34件（23.4%）、「兄弟姉妹」21件（14.5%）、「親」7件（4.8%）、「配偶者」3件（2.1%）の順となっている。
- 第三者後見人の内訳をみると、「司法書士」が263件（33.2%）で最も多く、次いで「弁護士」231件（29.2%）、「社会福祉士」90件（11.4%）、「行政書士」68件（8.6%）、「社会福祉協議会」58件（7.3%）の順となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、全ての本庁・支部・出張所別において第三者後見人の選任数が親族後見人の選任数を上回っている。

≪親族後見人・第三者後見人の別≫

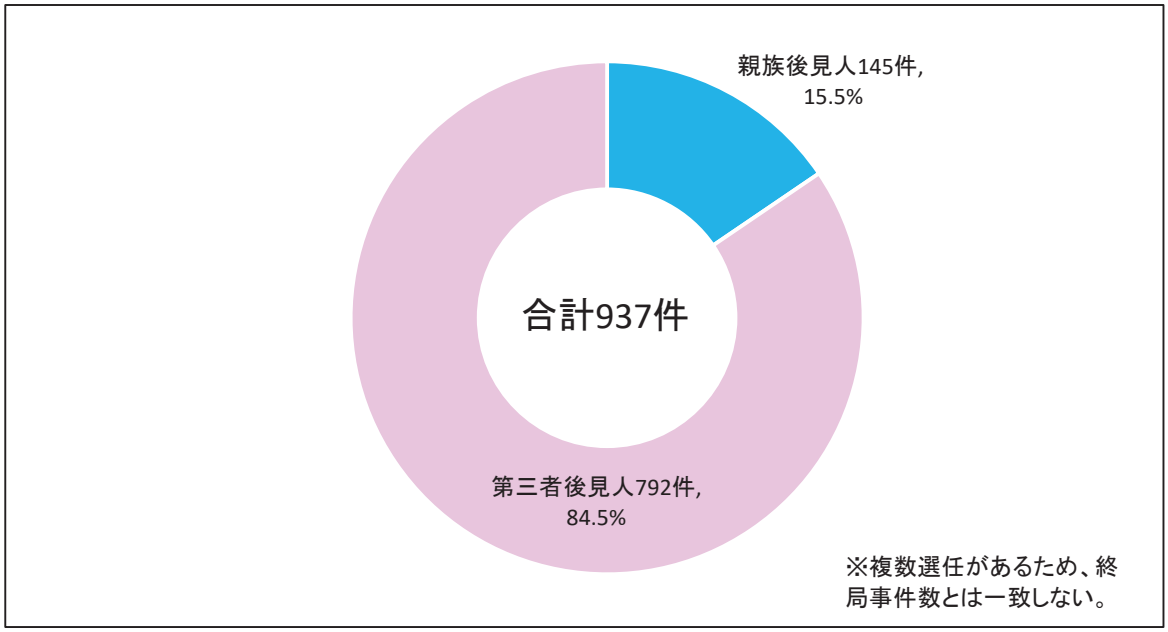

≪成年後見人等と本人との関係別件数の推移≫

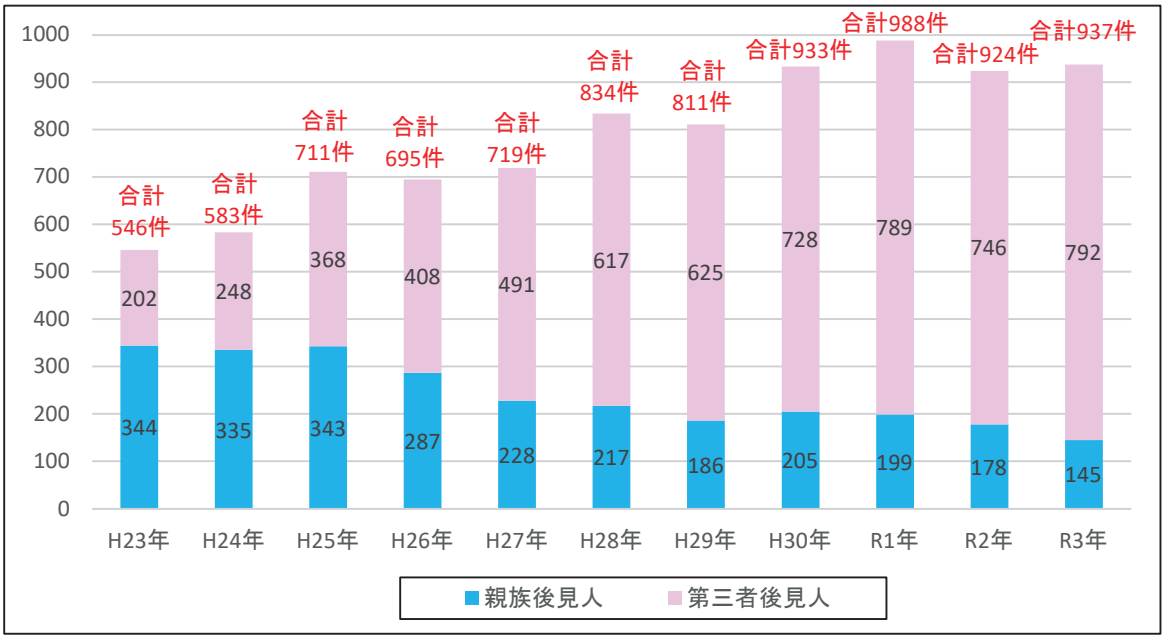

≪親族後見人の内訳≫

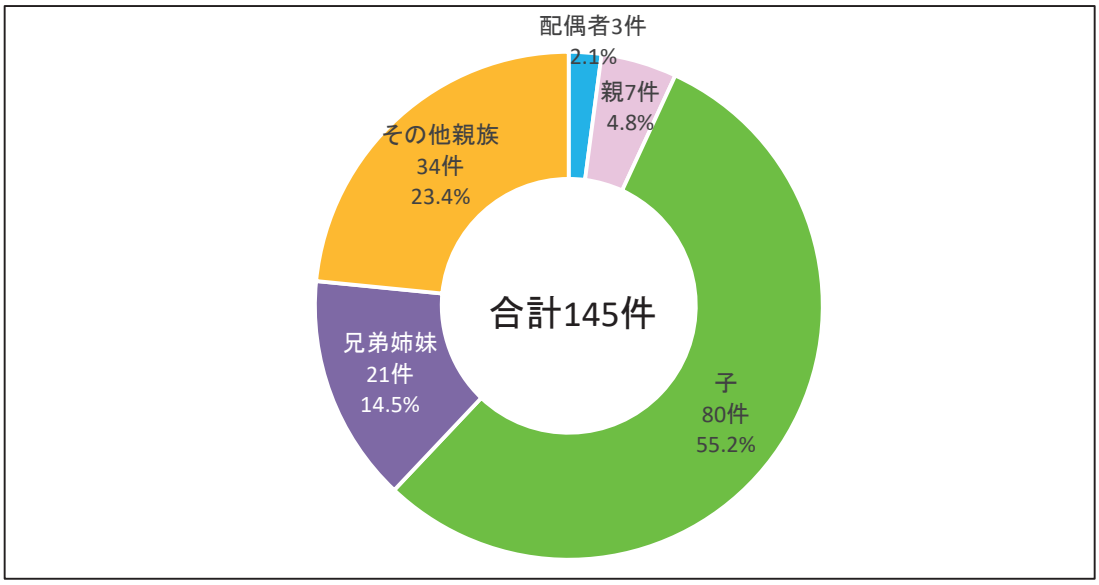

≪第三者後見人の内訳≫

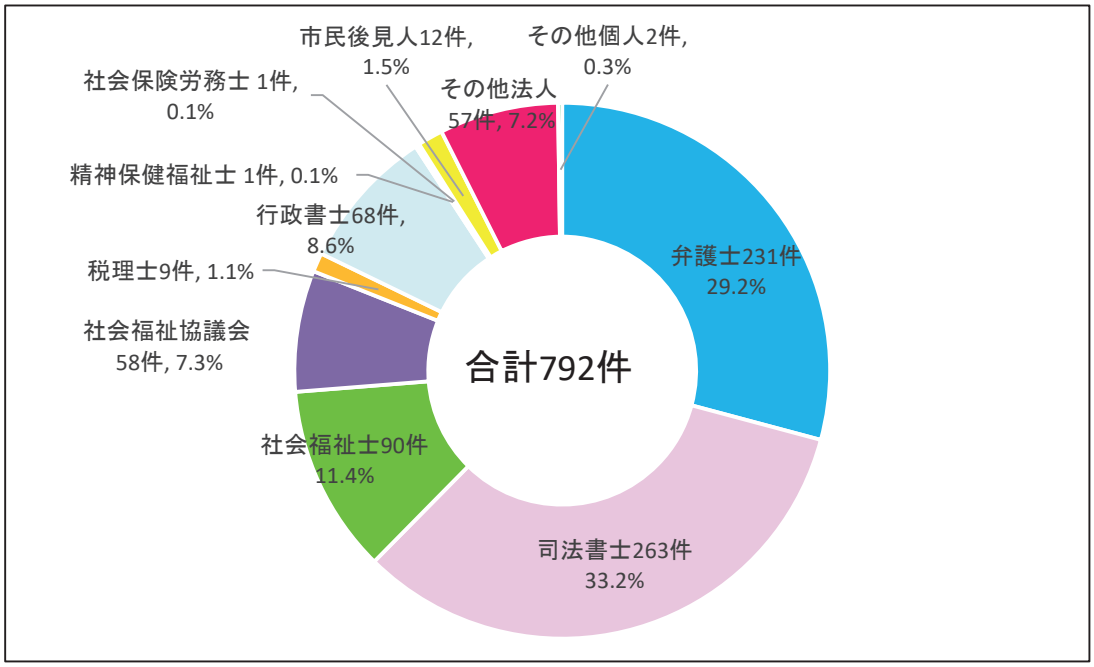

≪本庁･支部･出張所別件数≫

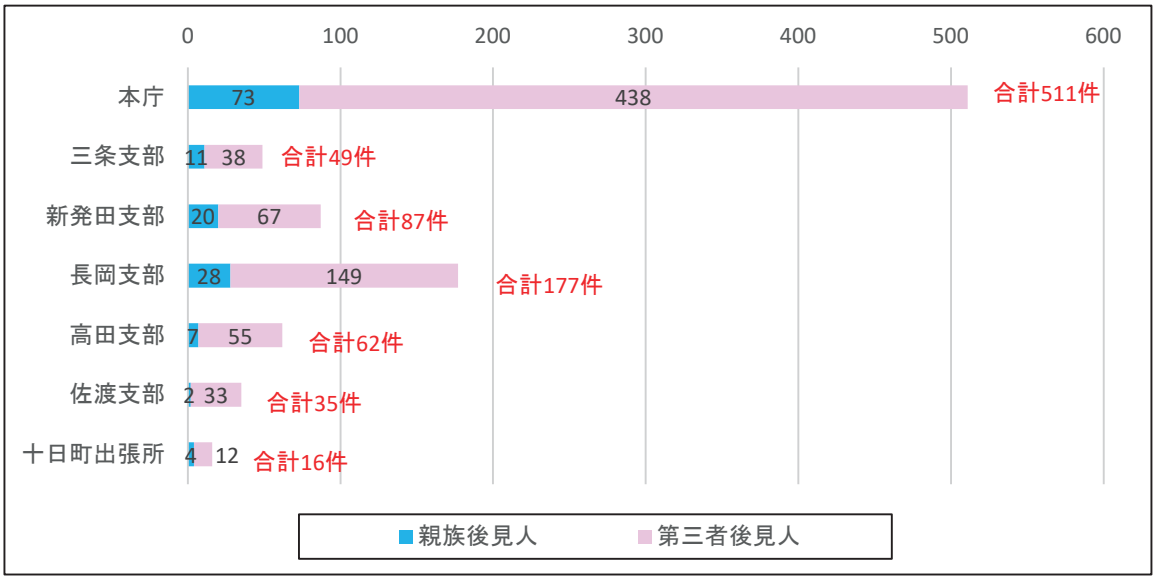

12　成年後見監督人等の選任件数

- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件（899件）のうち、成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人）が選任されたものは23件であり、全体の約2.6％である。
- 内訳は、「弁護士」が13件（56.5％）、「司法書士」が10件（43.5％）となっている。

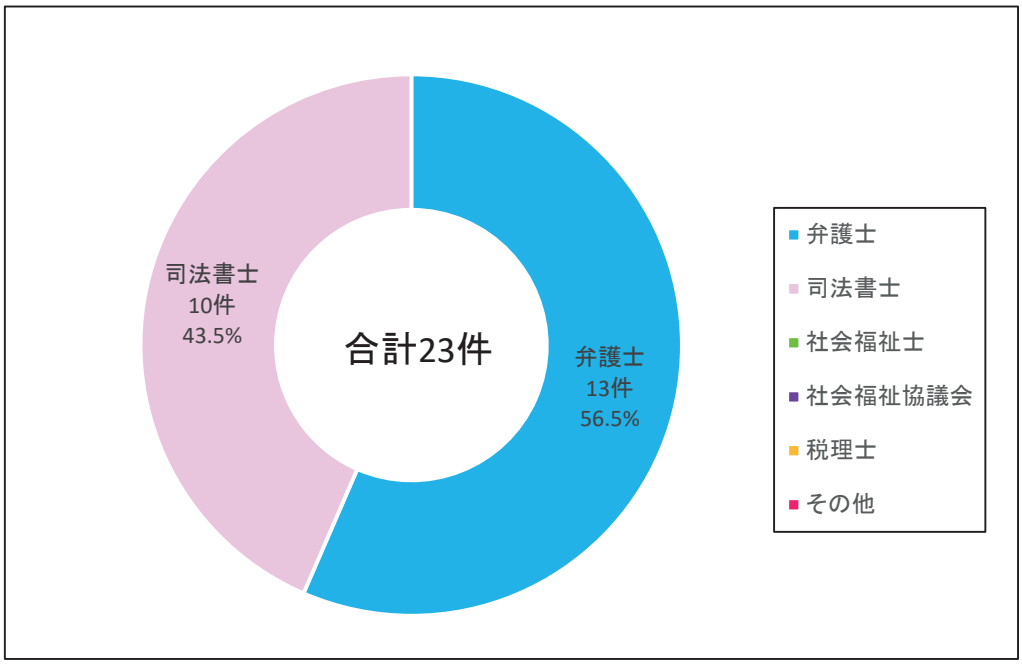

13　成年後見制度の利用者数の推移

- 令和4年6月9日時点における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で5,297人となり、前年と比べて90人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は3,578人で前年と比べて23人増加、「保佐」の利用者数は1,429人で前年と比べて117人増加、「補助」の利用者数は269人で前年と比べて45人減少、「任意後見」の利用者数は21人で前年と比べて5人減少となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁で2,325人（前年比増減なし）と一番多く、次いで長岡支部1,214人（前年比40人増）、高田支部605人（前年比9人増）、新発田支部456人（前年比22人増）、三条支部で413人（前年比14人増）、佐渡支部で206人（前年比7人増）、十日町出張所で78人（前年比2人減）の順となっている。

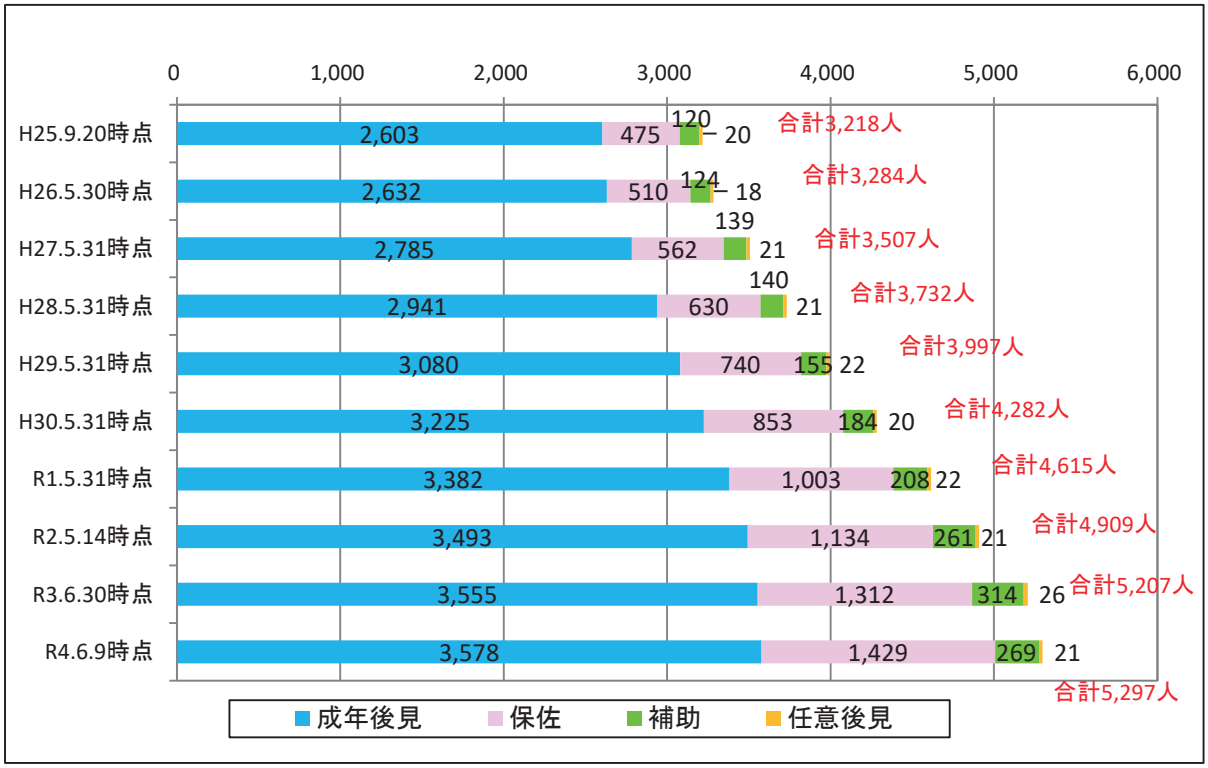

≪本庁・支部・出張所別件数≫

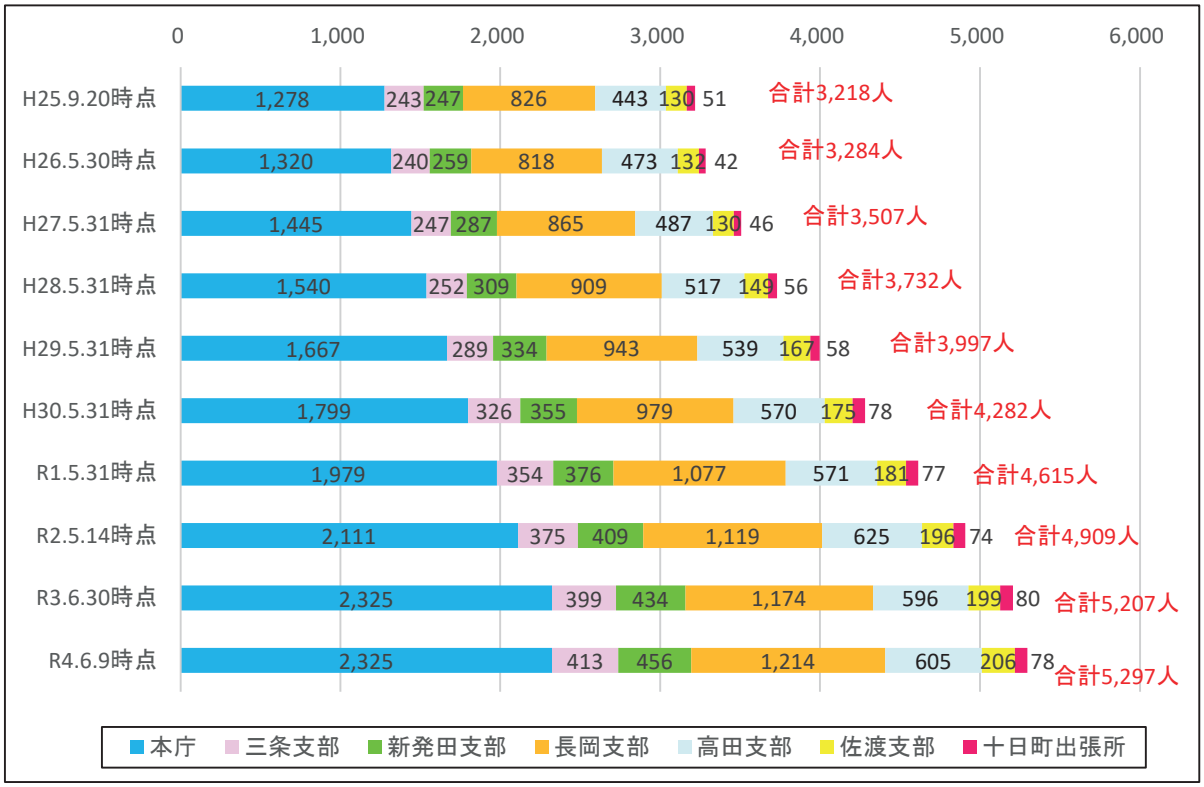

Ⅲ
令和4年度社協における法人後見事業等に関する実施状況調査の結果

令和4年度社協における法人後見事業等に関する実施状況調査の結果

【調査概要】

目　的	新潟県内の社会福祉協議会における法人後見事業等への取組み状況の把握
対　象	新潟県内の市町村社会福祉協議会（30社協）
調査時期	令和4年6月3日から6月24日
調査時点	令和4年5月1日
調査方法	メール及び郵送による依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率（%）は少数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

1　市町村計画の策定状況

➢ 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村計画」を策定している市町村は11カ所（36.7%）。

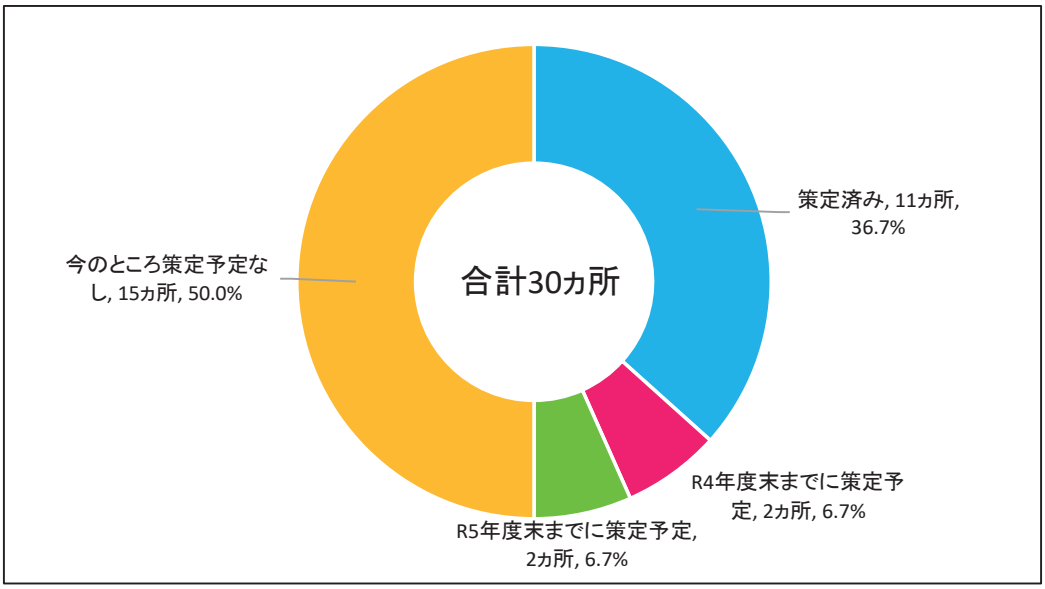

2 「市町村計画」策定にかかる社協の関与

➢「市町村計画」を策定している11市町村について、その策定に社協として関与しているところは6ヵ所。

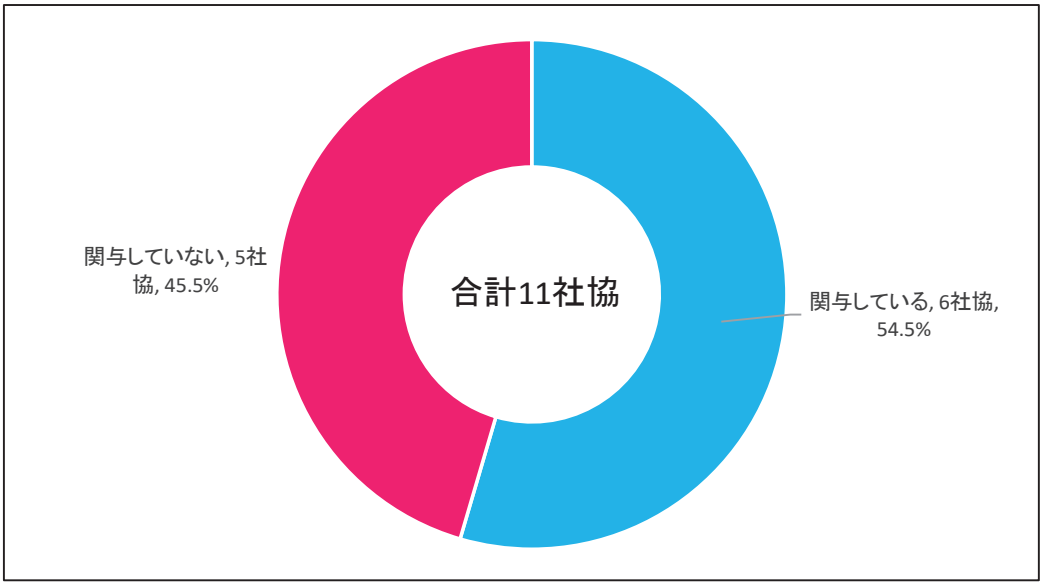

3 社協における「中核機関」の受託状況

➢「中核機関」を行政から受託している社協は5カ所（16.7%）。また、「R4年度末までに受託予定」、「R5年度までに受託予定」がそれぞれ1社協となっている。

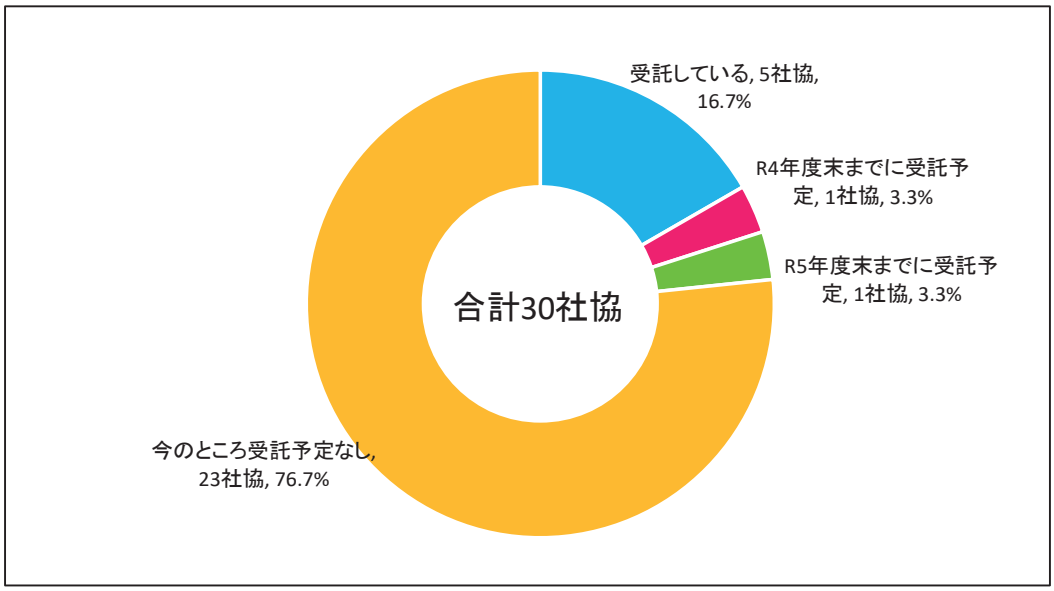

4 「中核機関」として担っている機能

➢「中核機関」を行政から受託している5社協のうち、全ての社協で担っている機能は「市民後見人の養成」、「後見人等からの各種相談に対応」の2項目。

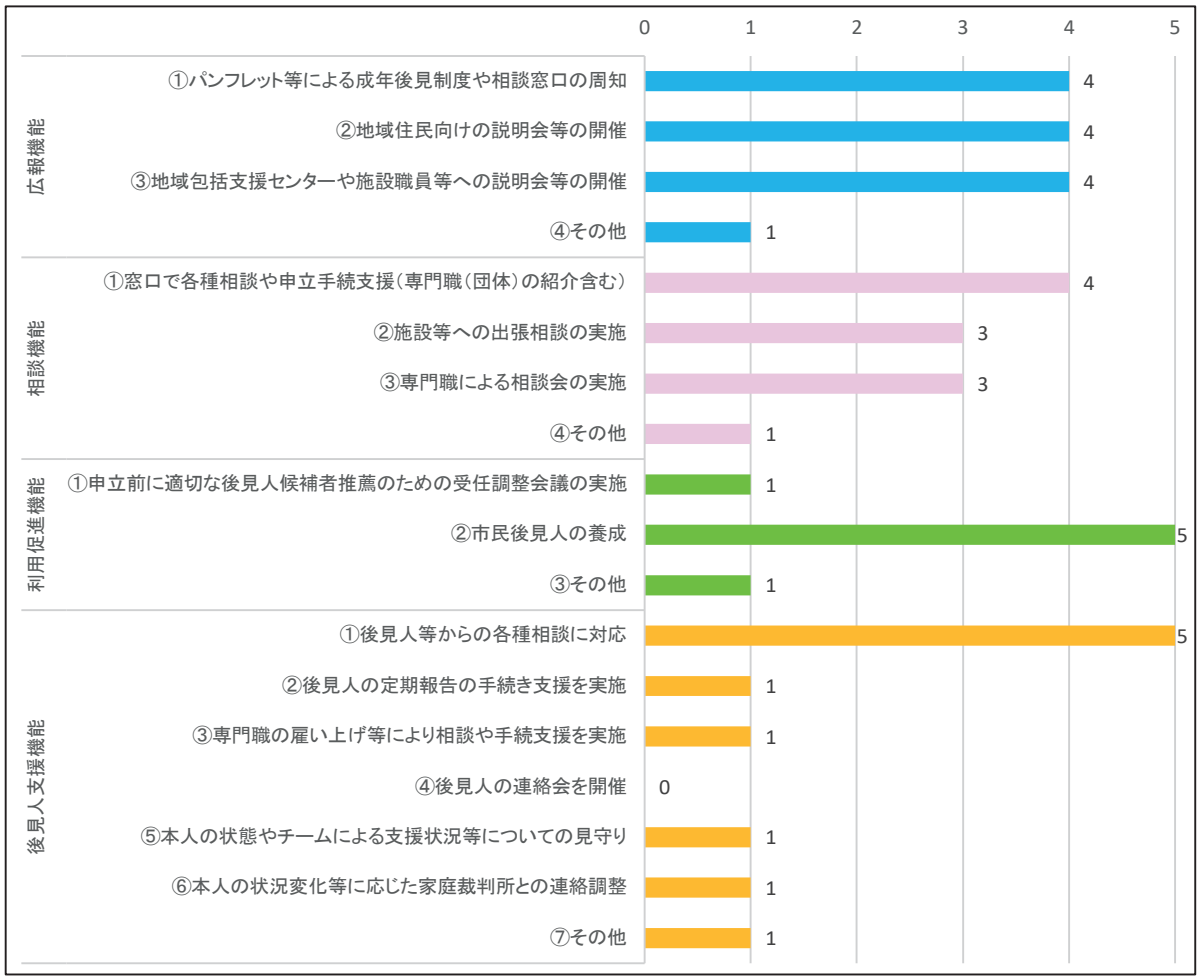

＜「その他」の内容＞
・広報機能・・・年1回 成年後見セミナー開催
・相談機能・・・カンファレンスへの参加
・利用促進機能・・・他法人による法人後見の推進
・後見人支援機能・・・フォローアップ講座の実施

5 社協における「権利擁護センター等」の受託状況

➢「権利擁護センター等」を行政から受託している社協は6カ所（20.0%）。また、「R4年度末までに受託予定」が1社協となっている。

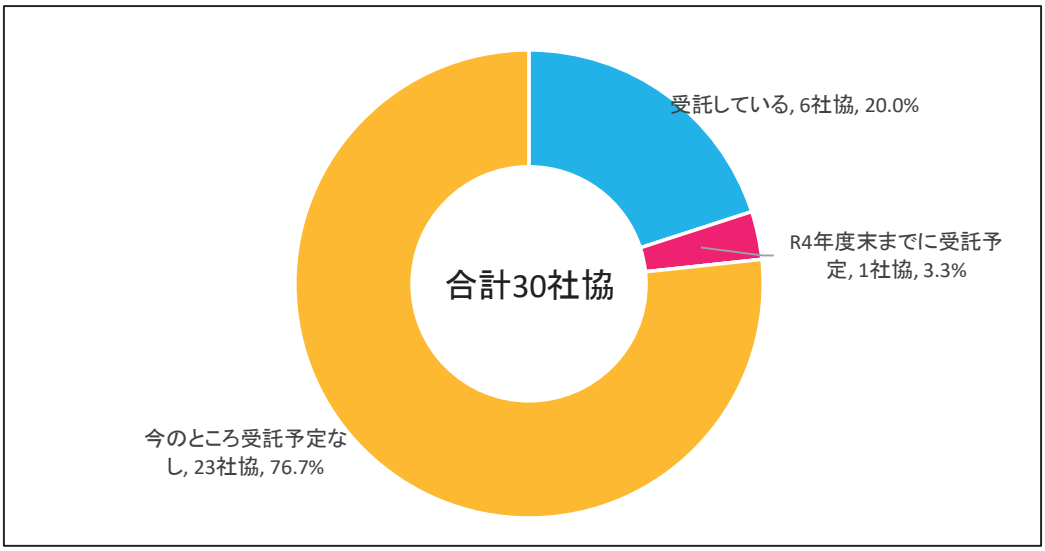

※ ここでいう「権利擁護センター等」とは、成年後見制度の広報や相談等を担う機関であって、市町村が直営、委託又は補助を行っているものをいう。

6 「権利擁護センター等」として担っている機能

➢「権利擁護センター等」を行政から受託している6社協のうち、全ての社協で担っている機能は「パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知」、「地域住民向けの説明会等の開催」、「窓口で各種相談や申立手続支援（専門職（団体）の紹介含む）」の3項目。

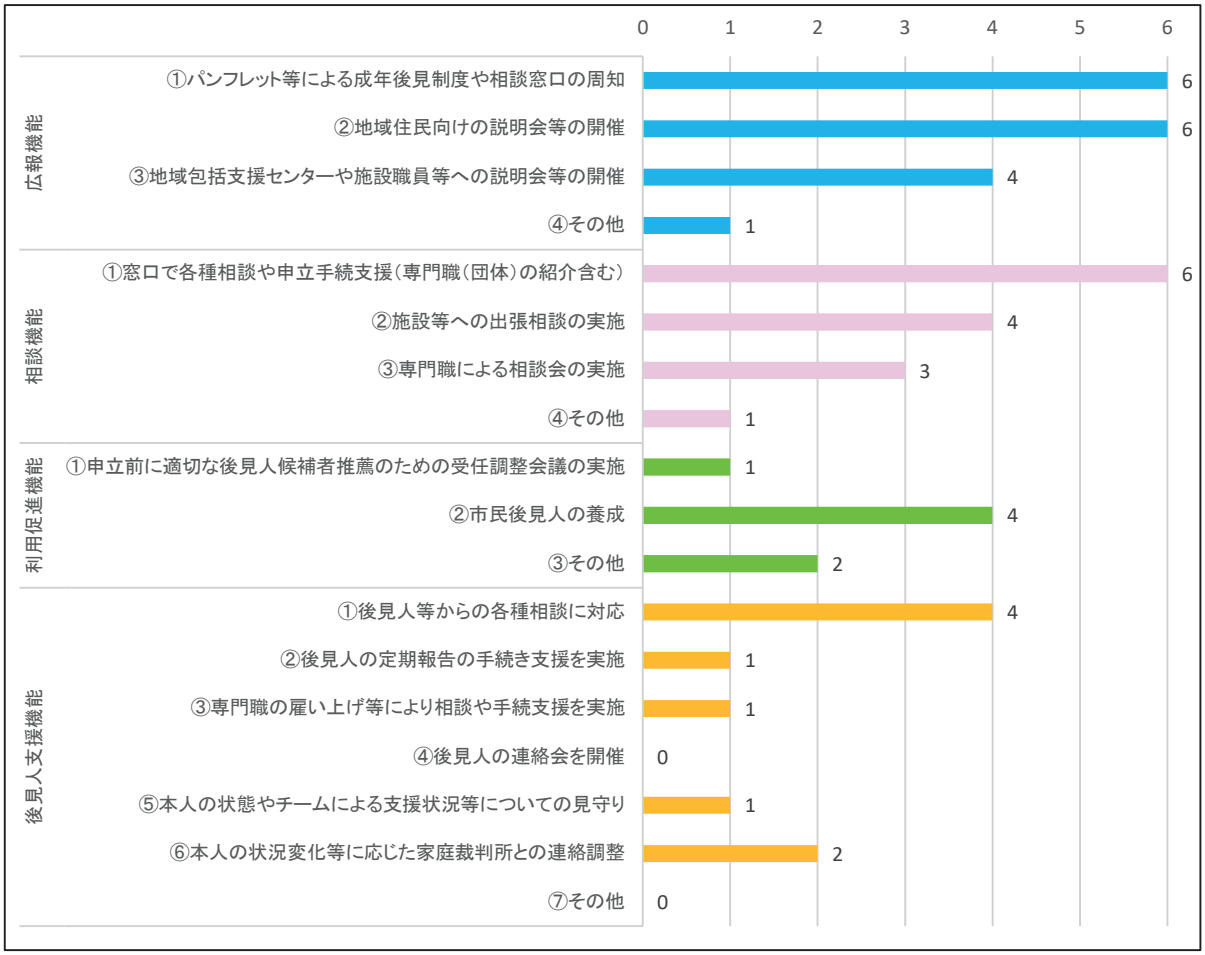

＜「その他」の内容＞
・広報機能：年1回 成年後見セミナー開催
・相談機能：カンファレンスへの参加
・利用促進機能：他法人による法人後見の推進、市民及び福祉専門職向けに利用促進セミナー等開催

7 社協における「協議会等」の受託状況

➢「協議会等」を行政から受託している社協は3カ所（10.0%）。また、「R4年度末までに受託予定」、「R5年度までに受託予定」がそれぞれ1社協となっている。

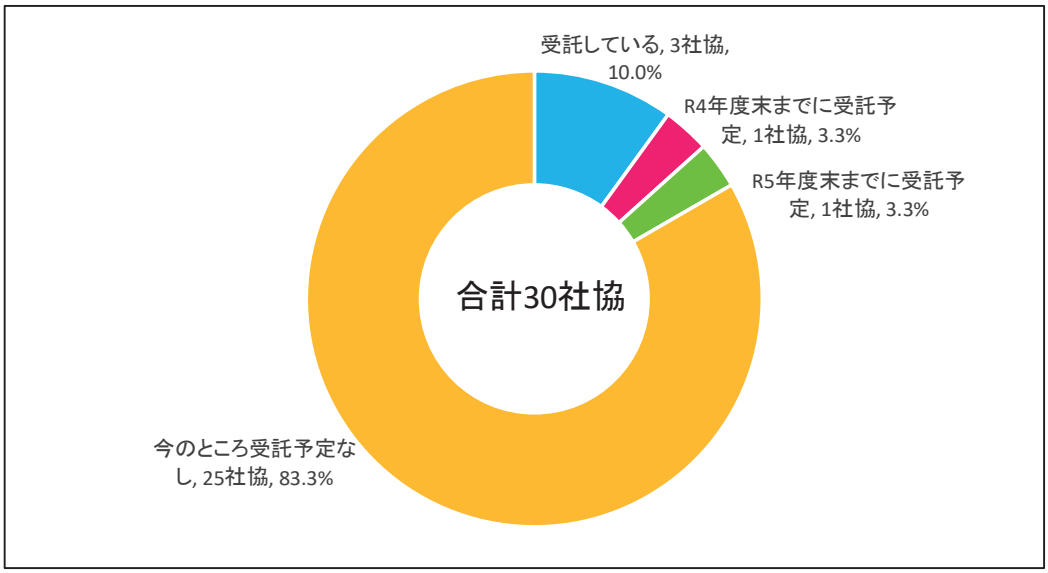

8 「協議会等」で検討している事項

➢「協議会等」を行政から受託している3社協のうち、全ての社協で検討している事項は「中核機関の設置・運営・機能強化等」の1項目。

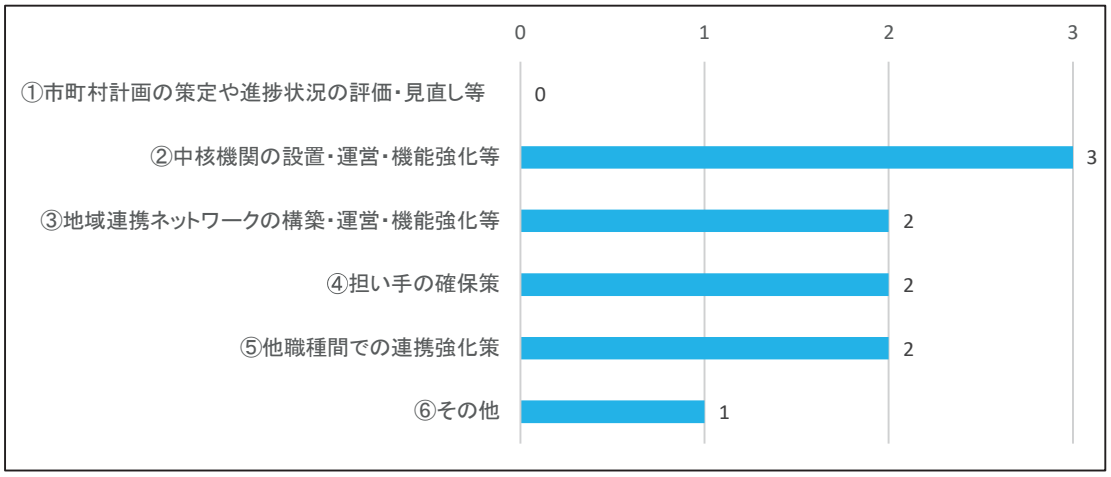

＜「その他」の内容＞
・法人後見事業に関すること

9 法人後見事業にかかる実施体制の整備状況

➢ 法人後見事業の実施体制を整備している社協は21ヵ所（70%、前年比1社協増）ある一方、「今のところ整備予定なし」と回答した社協は9社協（30%）。

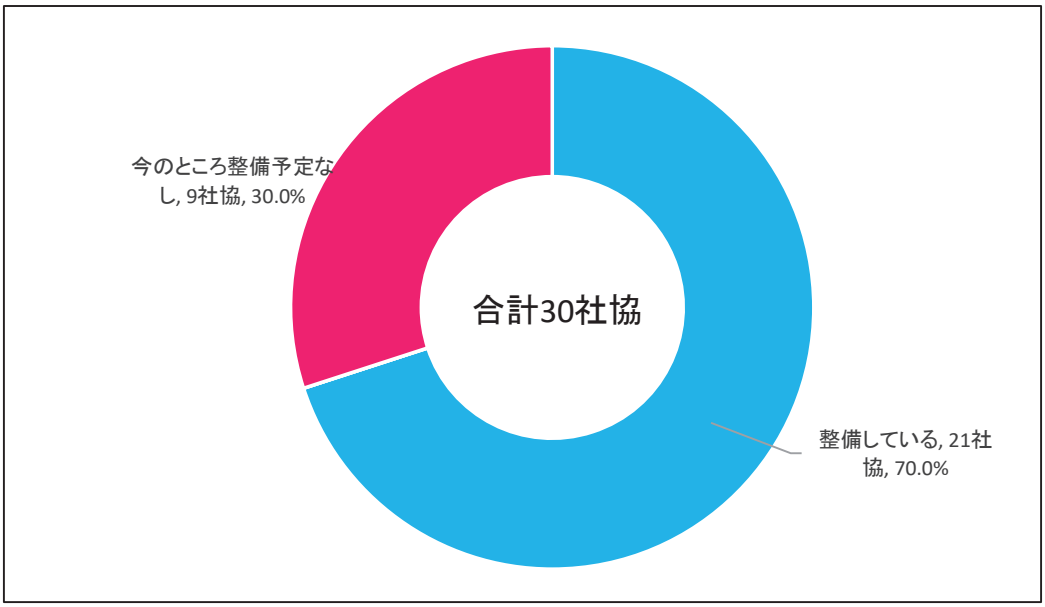

≪法人後見事業実施社協数の推移≫

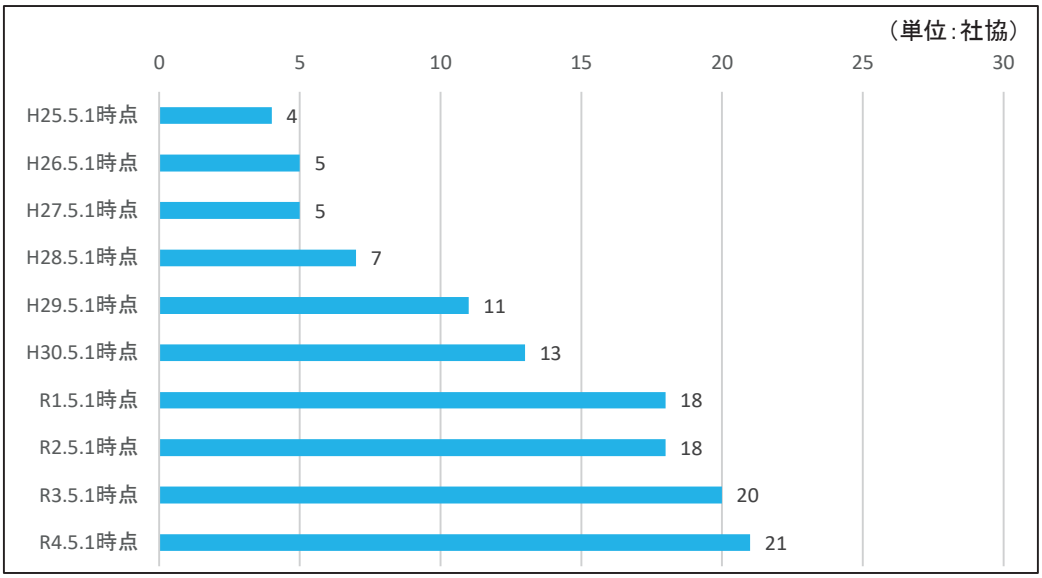

10 法人後見事業における受任状況

➢ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、これまでに388件受任（前年比56件増）している。そのうち、既に終了しているものが132件（前年比34件増）あり、現時点での受任件数は256件（前年比22件増）となっている。

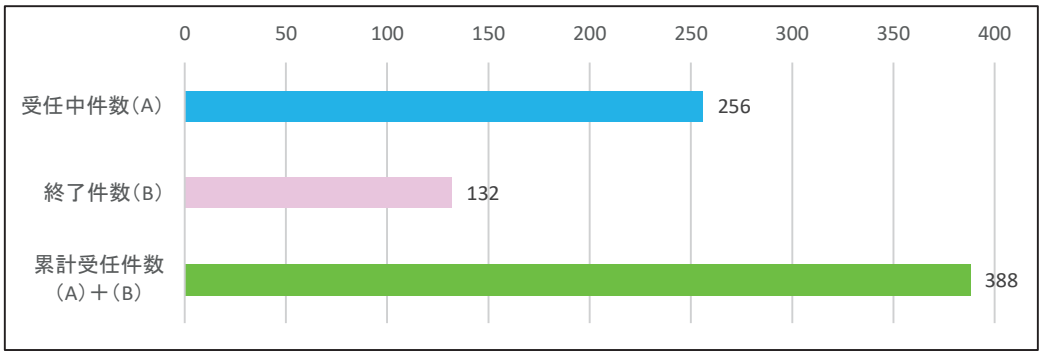

≪社協別累計受任件数≫

≪調査時点別累計受任件数≫

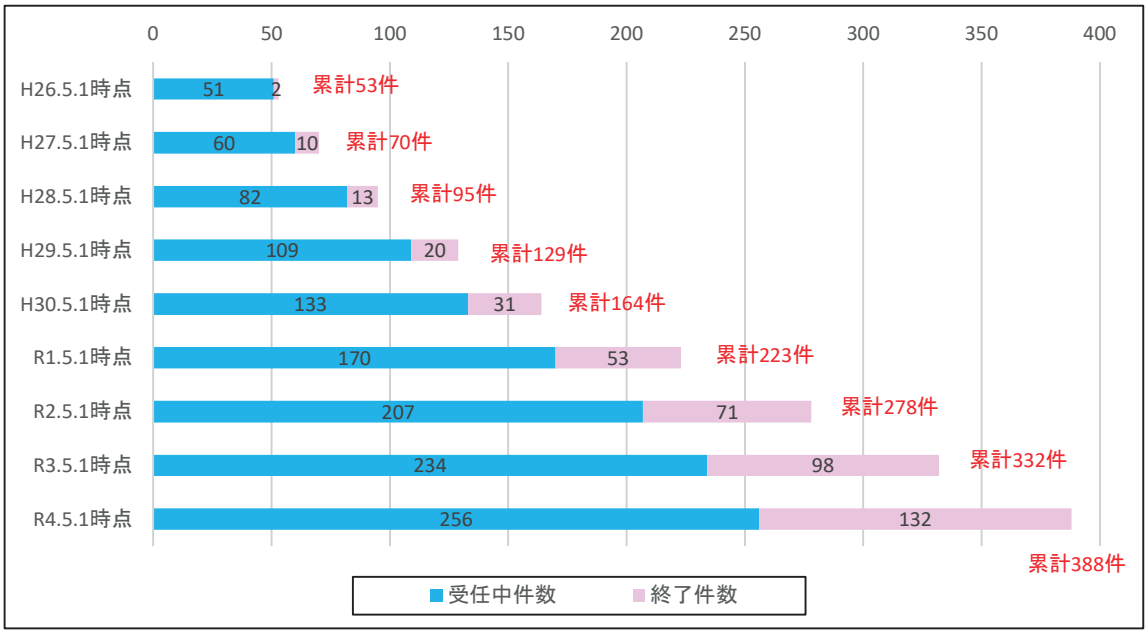

11　受任中のケースの概要

(1)年代

➢「70歳代」が58人(22.7%)と最も多く、次いで「80歳代」が57人(22.3%)、「60歳代」が47人(18.4%)と続いている。

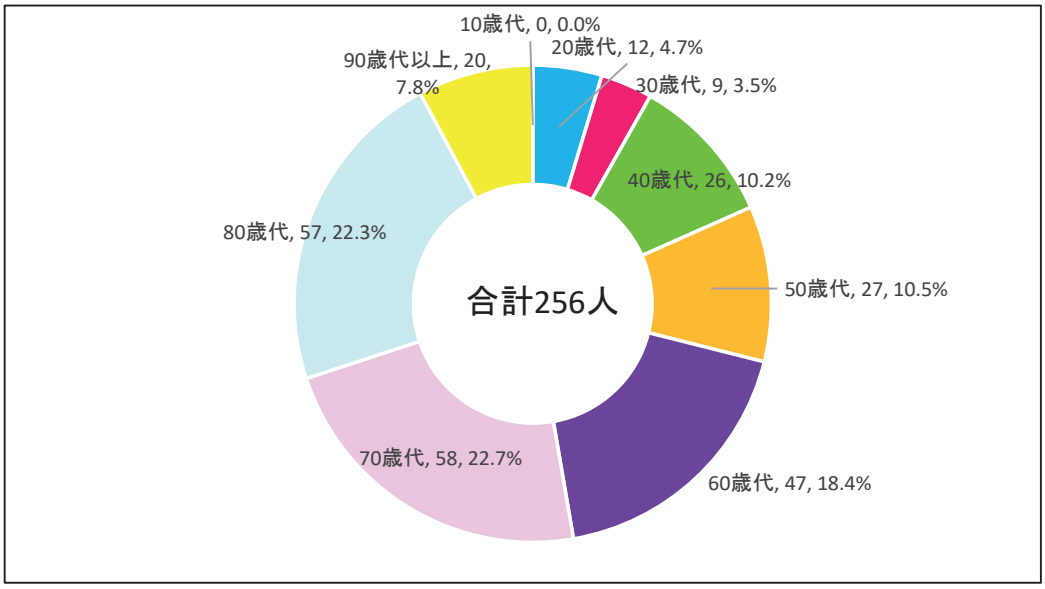

(2)性別

➢「男性」が133人(52.0%)、「女性」が123人(48.0%)となっている。

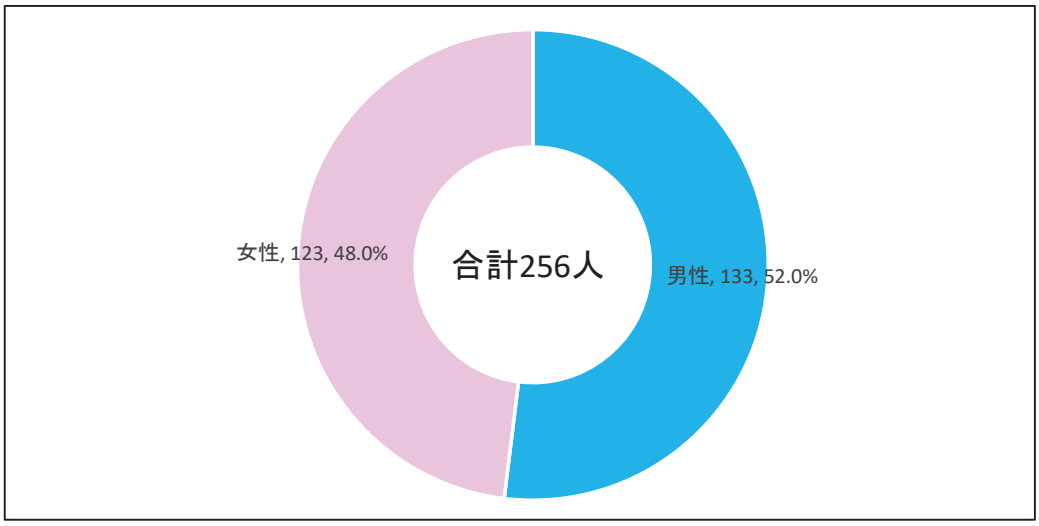

(3)障害等区分

➢「認知症高齢者」が109人(42.6%)と最も多く、次いで「知的障害者」90人(35.2%)、「精神障害者」57人(22.3%)となっている。

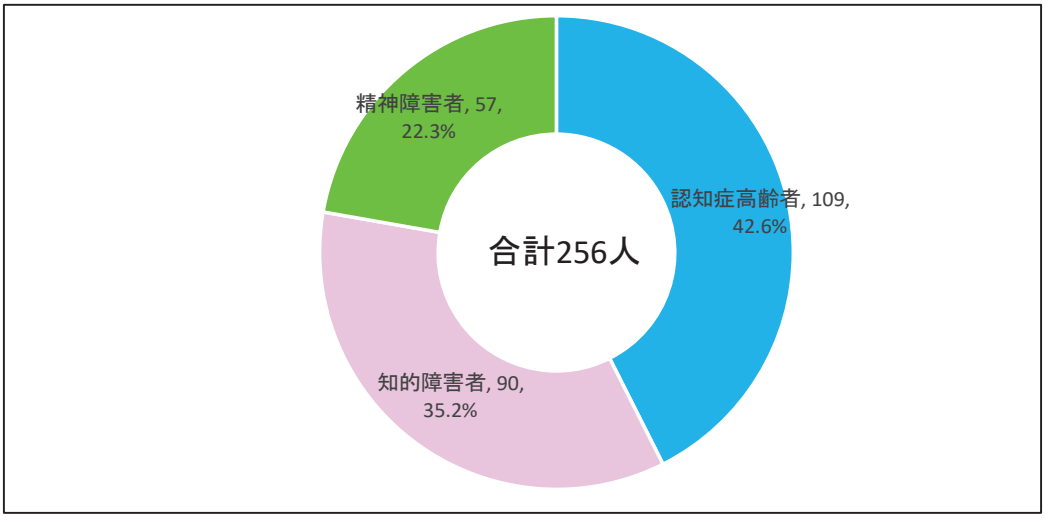

(4)居所

➢「施設」が163人(63.7%)と最も多く、次いで「在宅」63人(24.6%)、「病院」30人(11.7%)となっている。

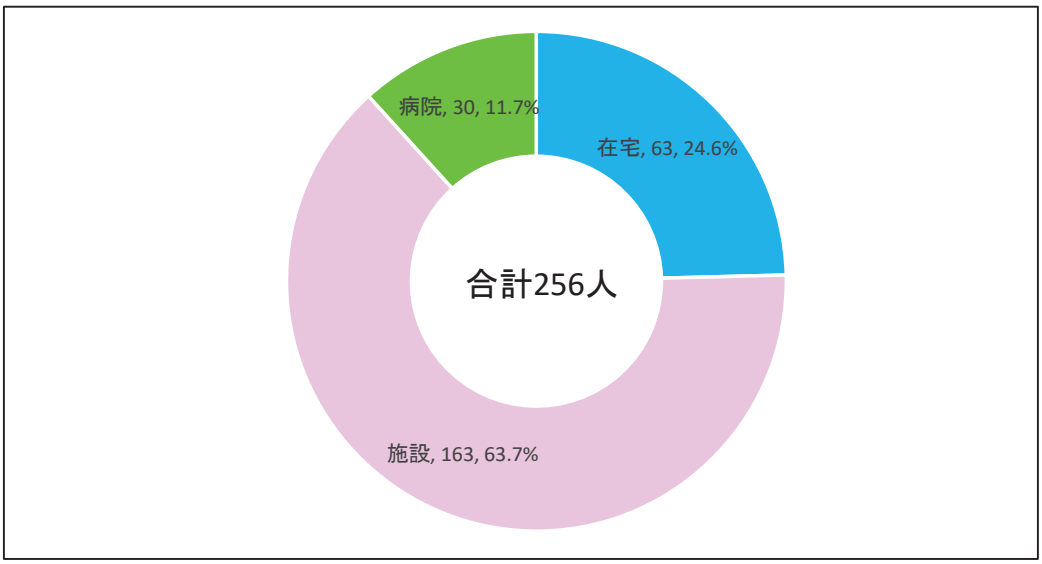

(5)生活保護受給有無

➢ 生活保護の「受給有」が63人(24.6%)、「受給無」が193人(75.4%)となっている。

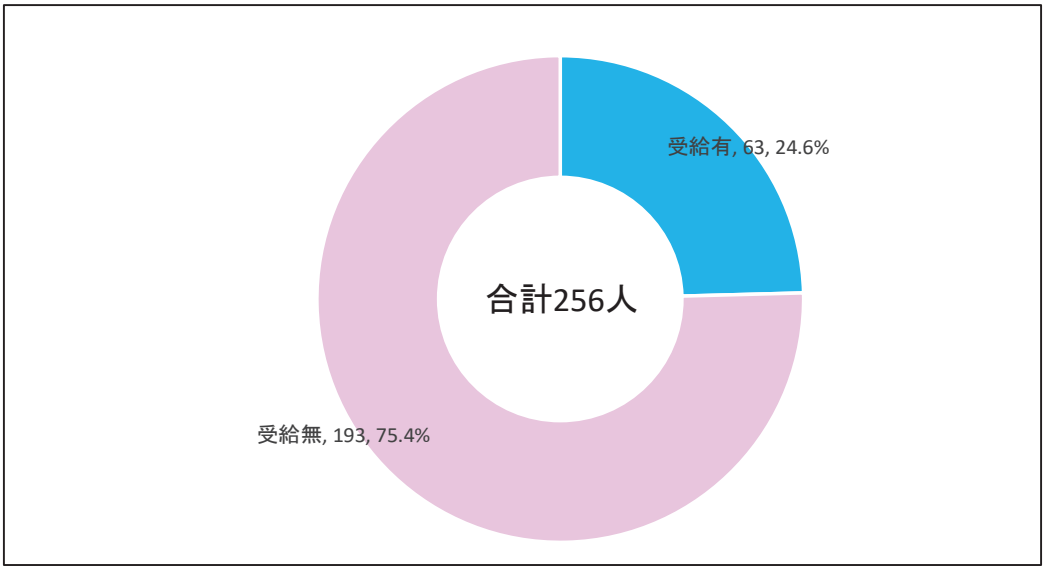

(6)後見等類型

➢「後見」が151人(59.0%)と最も多く、次いで「保佐」81人(31.6%)、「補助」24人(9.4%)となっている。

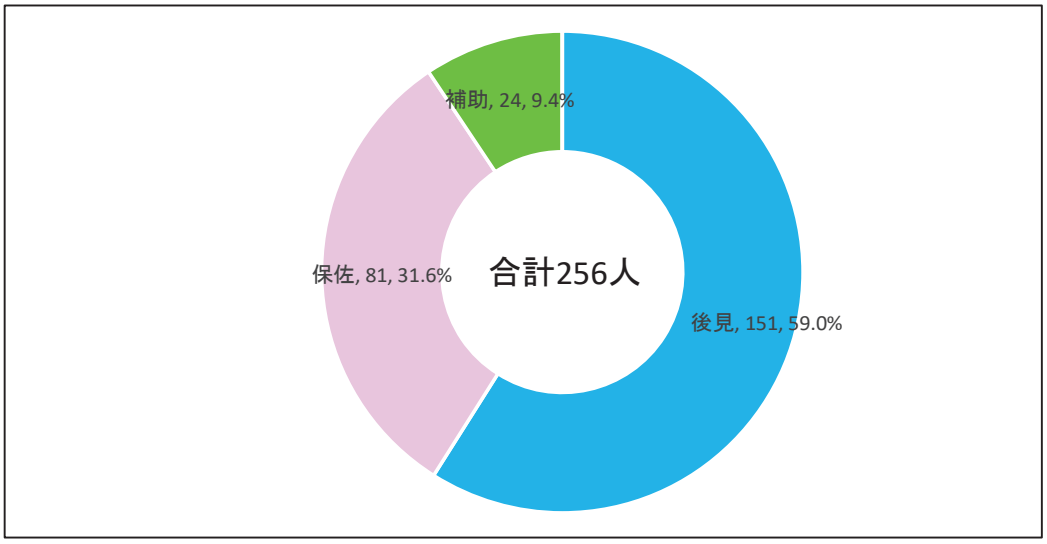

(7)申立人

➢「親族」が97人(37.9%)と最も多く、次いで「本人」78人(30.5%)、「市町村長」71人(27.7%)、「その他」10人(3.9%)の順となっている。

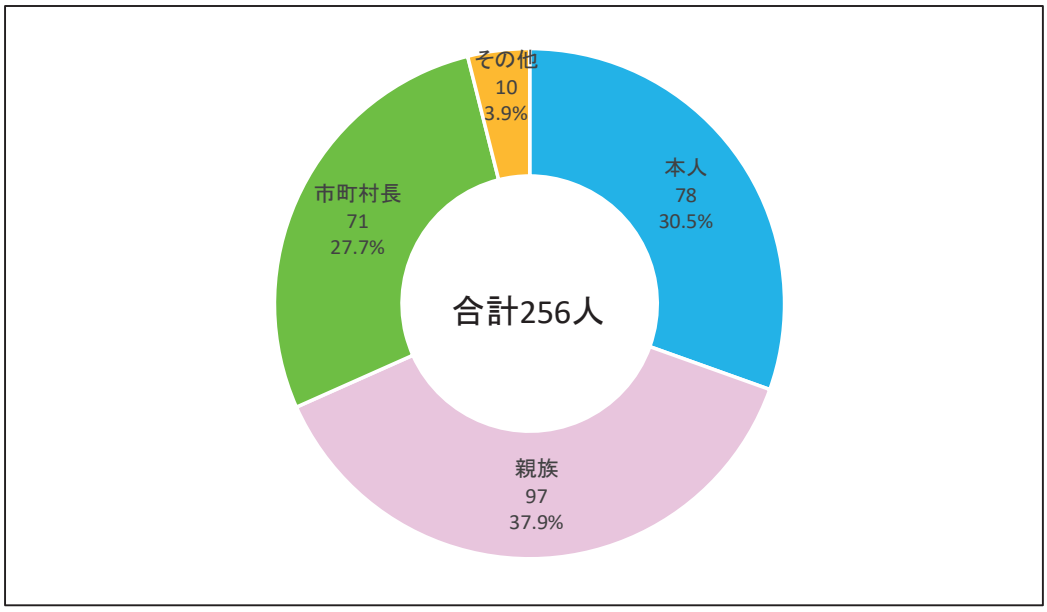

<「その他」の内容>
・交代　・前後見人　・弁護士(後見人等として)　・不明(引き継ぎ案件)

(8)受任期間

➢「1～3年」が79人(30.9%)と最も多く、次いで「3～5年」69人(27.0%)、「1年未満」59人(23.0%)、「5～10年」45人(17.6%)、「10年以上」4人(1.6%)の順となっている。

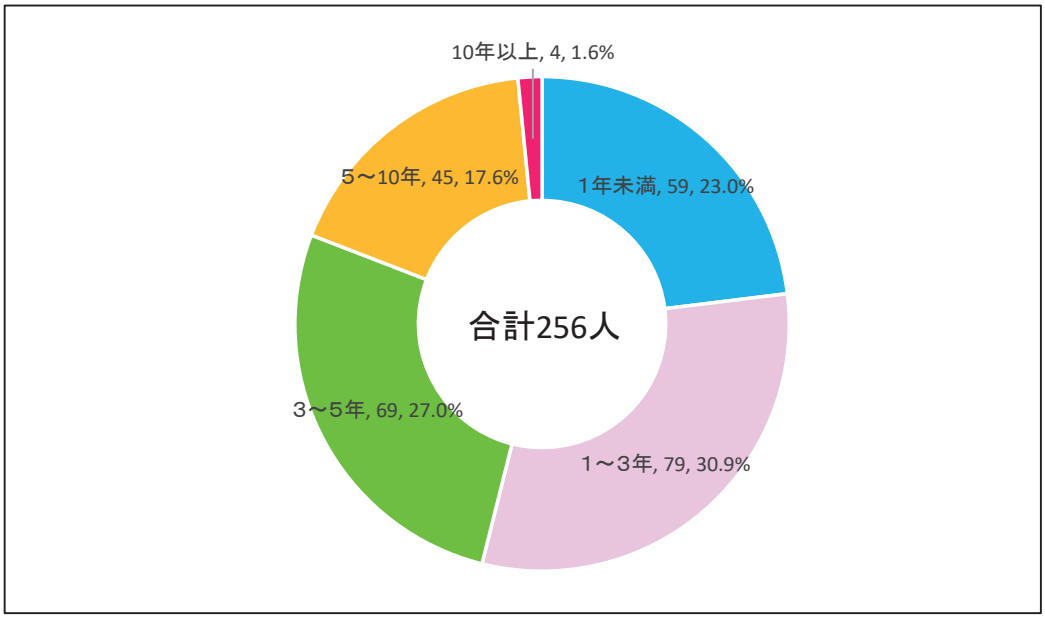

(9)報酬状況

➢「受任して1年未満のため無報酬」(55人、21.5%)を除くと、「本人の財産からの報酬」が102人(39.8%)と最も多く、次いで「成年後見制度利用支援事業からの報酬」62人(24.2%)、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」28人(10.9%)の順となっている。

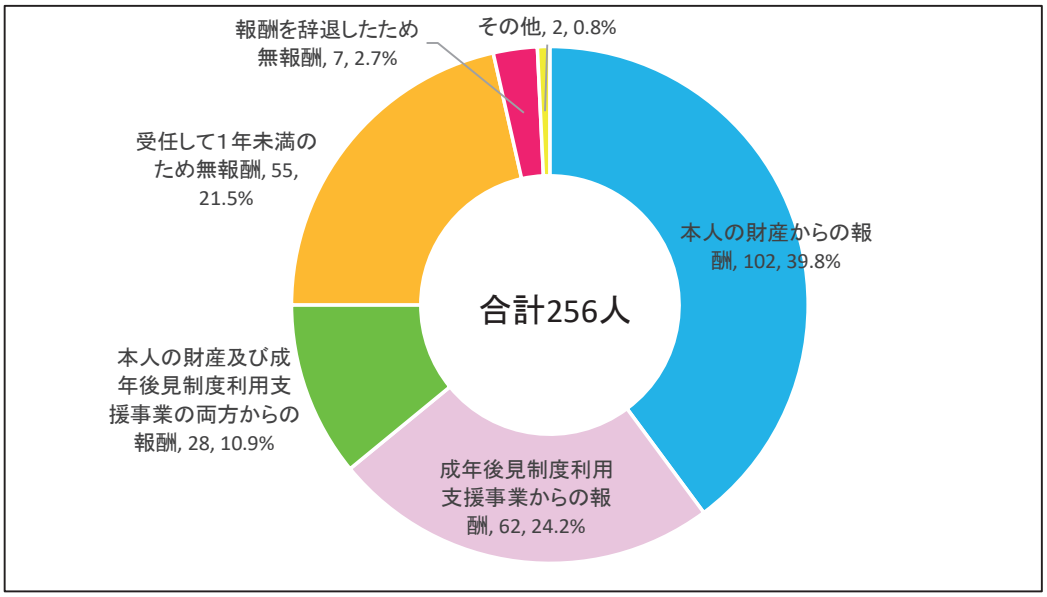

＜「その他」の内容＞
・資金不足のため未払い　　・代理権追加後に受領

(10)受任前の社協としての関与状況

➢「受任前の関わりはない」が164人(64.1%)と最も多く、次いで「日常生活自立支援事業の利用者」53人(20.7%)、「介護保険又は障害福祉サービス利用者」25人(9.8%)の順となっている。

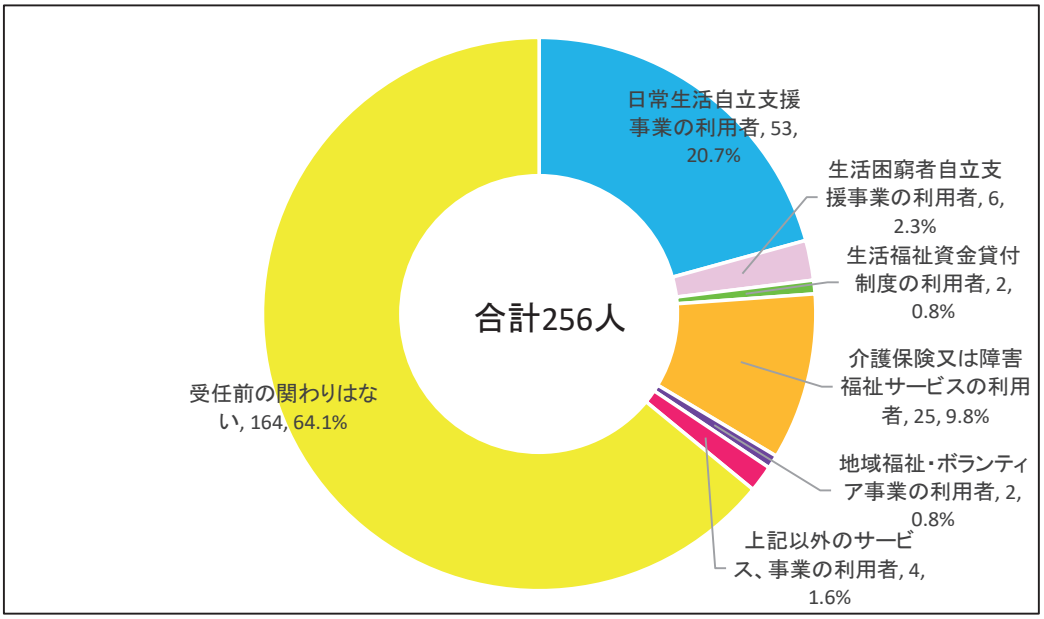

12　法人後見支援員の雇用状況

➢ 法人後見事業を実施している21社協のうち、「法人後見支援員」を雇用している社協は6ヵ所（28.6%、前年比2社協増）となっており、雇用している人数は合計118人（前年比14人増）となっている。

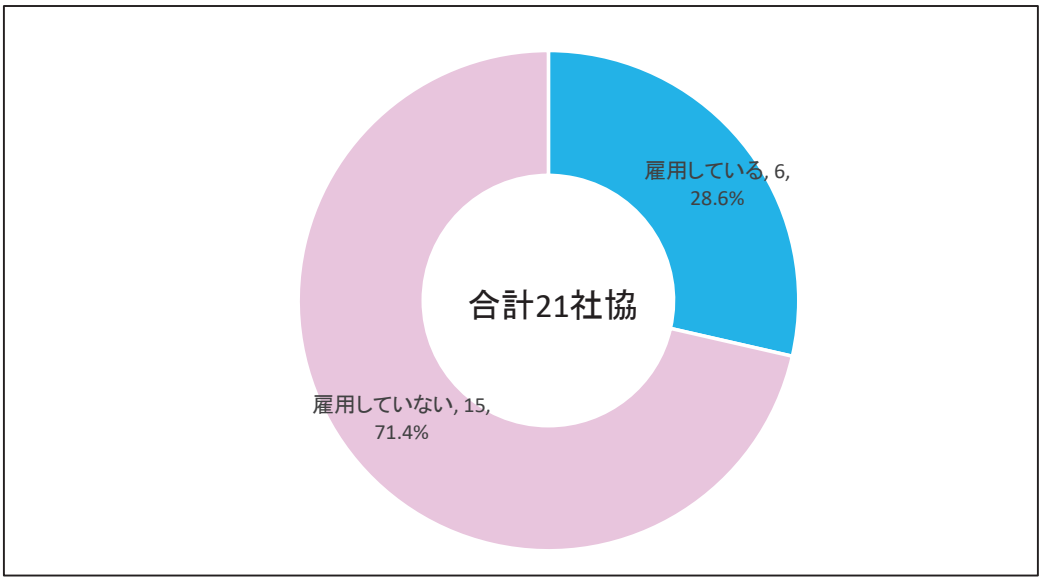

≪社協別法人後見支援員数≫

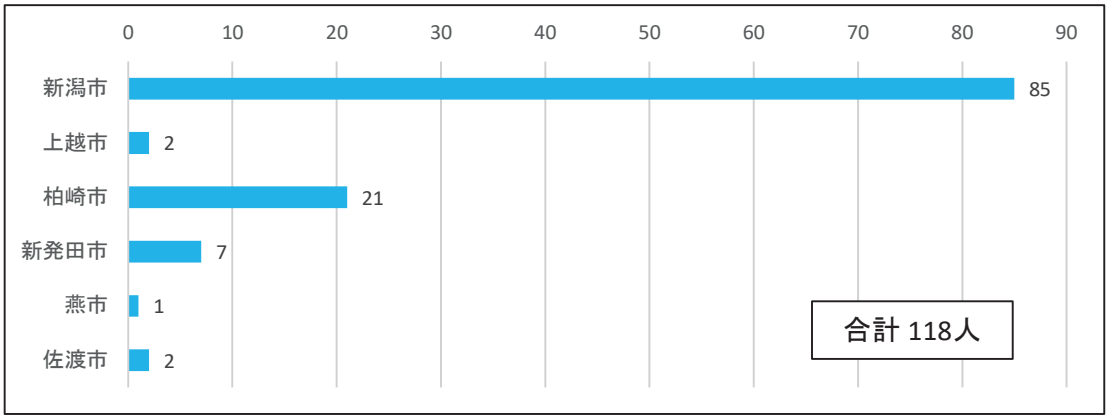

13　法人後見支援員の経歴

➢ 法人後見支援員として活動している118人について、主たる経歴別にみると「日常生活自立支援事業における生活支援員経験者」が47人と最も多く、次いで「その他」35人、「福祉施設業務従事経験者」が22人、「福祉行政経験者」が8人、「民生委員、自治会役員経験者」が6人となっている。

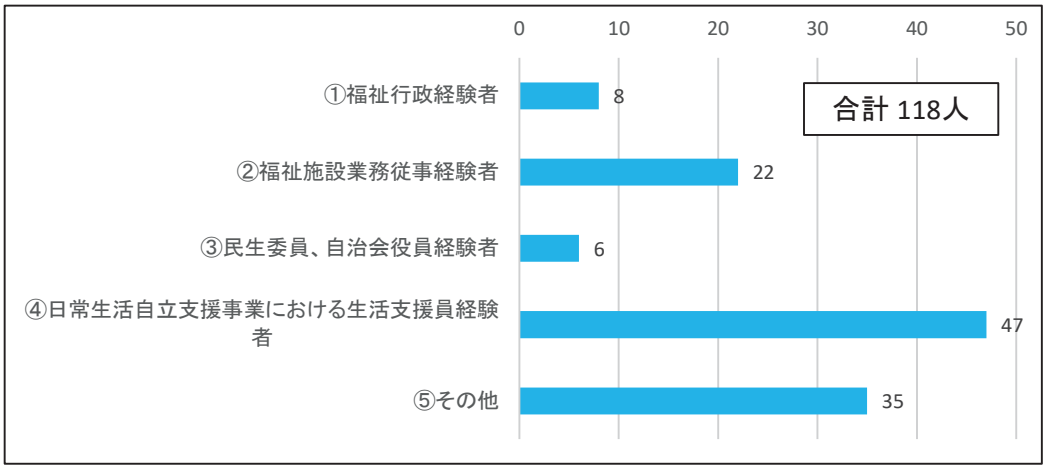

＜「その他」の内容＞

・一般企業　・元警察　・ガイドヘルパー　・市民後見人養成講座修了生

14　法人後見支援員の養成方法（複数回答）

➢ 法人後見支援員を雇用している6社協のうち、「市民後見人を養成する講座の修了者から雇用」が4社協と最も多く、次いで「日常生活自立支援事業の生活支援員から雇用」が2社協、「その他」が1社協となっている。

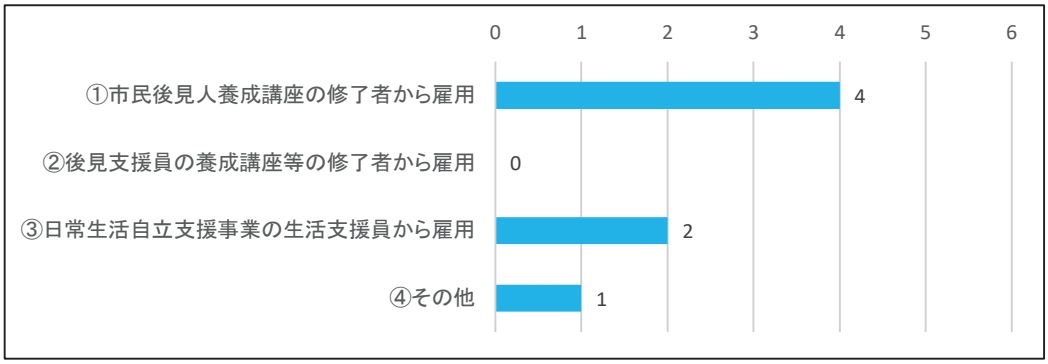

＜「その他」の内容＞
・法人後見支援員には日常生活自立支援事業の生活支援員も兼ねてもらう。

15　法人後見未実施社協における、法人後見事業実施に向けての必要なこと

今のところ法人後見事業実施体制の整備の予定のない9社協において、今後の事業実施に向けて必要なことと考えていることは下記のとおり。

➢ 現在のところ該当者がいれば専門の弁護士に相談しています。市町村の補助金体制整備の拡充をしていただければ、より多くの方に利用していただけると思います。

➢ 専門性のある人材と予算の確保。

➢ 人材や財源を確保するための体制づくり、行政との調整。

➢ 役場や地域包括支援センター等との情報共有。

➢ 町と社協が協働して市町村計画の策定を行い、成年後見制度の基盤作成を進めることが必要。

➢ 町内での後見事業へのニーズが少ないため、各種関連機関と連携し、潜在的なニーズを発見できる体制を整備する。

➢ 専門性を有する職員がいないため、事業実施に向けた準備や、順調に実施できるまでの間の専門職員の派遣など。職員の確保。（増員）

➢ 人員の確保、行政の理解。

➢ 村と連携し、事業計画を策定していくこと。

16　職員体制

➢ 成年後見制度関連事業（※）を実施している21社協において当該事業に携わる職員は総勢171人。その内訳として、正規職員65人（専従8人、兼務57人）、非正規常勤職員8人（兼務8人）、非正規非常勤職員98人（専従2人、兼務96人）となっている。

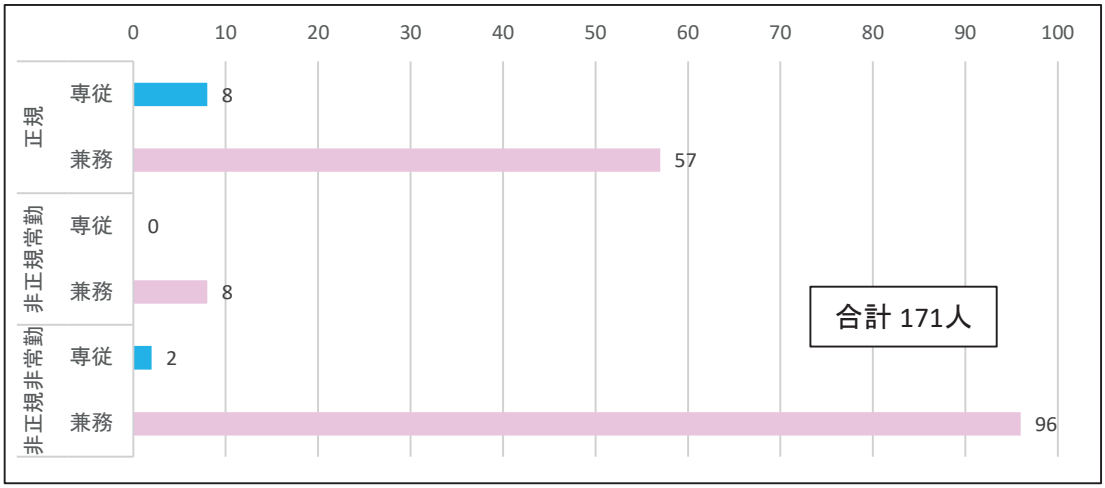

※「成年後見制度関連事業」とは、中核機関、権利擁護センター等、法人後見事業にかかる事業全般を差す。

17 財源（複数回答）

➢ 成年後見制度関連事業を実施している21社協において、その活動財源として「後見報酬（成年後見制度利用支援事業含む）」が18社協と最も多く、次いで「行政からの委託金」が9社協、「行政からの補助金」と「自主財源」がそれぞれ6社協、「その他」が2社協となっている。

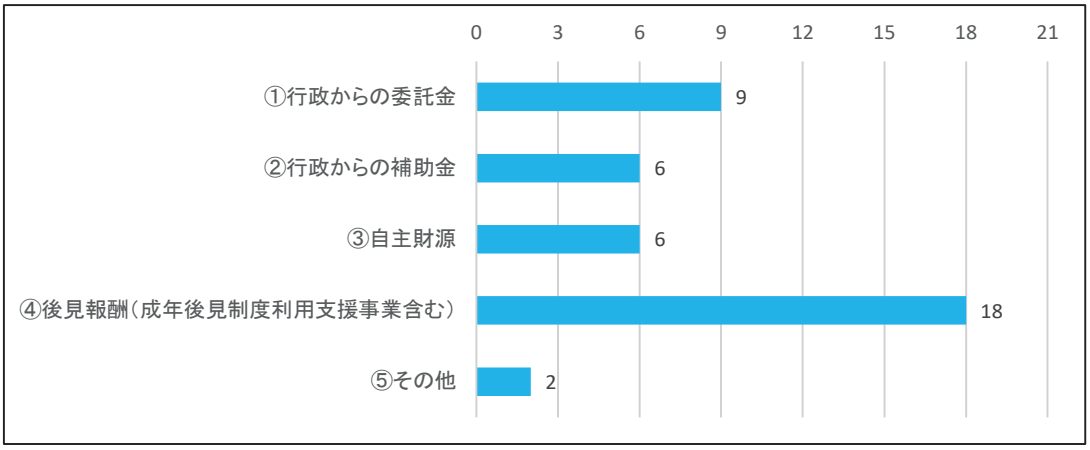

＜「その他」の内容＞
・会費収入　　・赤い羽根共同募金

18 成年後見制度関連事業推進上の課題等

⑴ 市民後見人等の養成、活躍支援に関すること

➢ 市民後見人個人受任に関する協議について、今後の方向性をどうしていくか。

➢ 地域での担い手が不足している状況がある。法人後見の受任件数を増やすためには今後、後見支援員の活動を検討していく必要がある。

➢ 市民後見人養成研修修了者の活動の場の確保・整備（市民後見人の個人受任含む）

➢ 後見支援員の養成：受任依頼が増えていくことを予想し、受け皿機能の強化を図る。

⑵ 法人後見事業にかかる受任ケース、事業運営に関すること

➢ 報酬受領困難ケース（収支がマイナス、助成対象外、預貯金がなくなれば受領できない）がある。

➢ 相続人がおらず、相続財産管理人を選任するほどの財産はない、といったケースの対応がわからない。

➢ まだ中核機関で受任調整が行われていないため、新規受任にムラがあり、スムーズに運営委員会に繋げられない。

➢ マンションまたは一軒家を所持し、その不動産の処分を必要とする方が多い。物件が痛んでいたり、空き部屋のマンションが多い中での売却の困難さも感じています。

➢ 日常生活自立支援事業での関わりがなく受任した方で、支払いの滞納や手続き期限が超過しているケースがあった。短期間でも、日自の利用を検討できるとよかったと感じました。

➢ 身寄りのない方、疎遠の方について、成年後見制度につながる方は後見人等が関わることができるが、それ以外の方に亡くなった後の準備をしていただくことが必要であり、課題と感じています。

➢ 町内に福祉サービス事業所が少なく、在宅生活の方を担当する場合、利益相反関係が課題となる。事前に裁判所へ相談を行っています。

➢ 法人後見事業について、近年、関わりが難しい方（気性の激しい方や不安定な方等）の受任が増えている。このような方への支援は業務量も多く技術も必要のため、担当職員の負担につながっているが、社協法人後見の特性上、その必要性を理解したうえで極力断らずに受任している。本会は、後見報酬も事業財源（人件費含めて）として見込んでいるため、今後も受任件数を確保したいが、関りが難しい方を中心に受任件数を確保していくことは非常に困難である。また、このような方は、成年後見制度利用支援事業の対象にならない場合もある。今後、社協による法人後見事業が益々重要な社会資源となることは自覚しているが、担当職員の負担は増していくばかりになるため、様々な角度から権利擁護センター運営や法人後見事業実施の方法を検討することが必要。

➢ 本年度、市に中核機関が設置された。これにより、市民の周知、支援者の支援につながっていくと思われる。今後、制度利用者の増加が見込まれるので、その受け皿のひとつとして対応できるよう備えていきたい。

⑶ 関係機関等との連携体制等に関すること
➢ 行政を含めた関係機関との制度の必要性を理解するなどの合意形成がとれていない。 ➢ 行政との連携不足。 ➢ 支援者間でも制度理解に差がある。 ➢ 申立支援において制度利用の必要性・解決すべき課題・他の支援方法の検討などがきちんとなされているのか疑問が残るケースが見受けられる。中核機関に期待したいが当市ではまだ先が見えない。 ➢ 利用促進に向けては、自治体、関係機関との連携・協議が必要と感じるが現時点ではそこまでに至っていない。当会としても、職員は兼務で従事しているため、受任ケースや寄せられた相談への対応が精一杯で、潜在ニーズの把握や普及・啓発活動までは困難である。 ➢ 直営後見センターとのケース検討会があまりなくなり「日自か後見で受けられるか」のイエスかノーかの相談になってきている。権利擁護支援の必要性や支援の役割分担など、伴走するための役割形成などの機会がなくなっている。お互い兼務体制のなかなので仕方がない部分もあるが、受任（契約）後にも関わるため、丁寧な役割形成ができると良い。 ➢ 中核機関の体制整備と連携 ➢ 専門職との連携：専門職が参加したケース会議や制度利用の関係者への入口支援を行う。 ➢ 親族後見人のレベルアップと安心：親族後見人対象の勉強会や後見業務のバックアップを行う。
⑷ 社協職員の人材及び財源の確保に関すること
➢ 専門的知識を有する人材の育成・雇用 ➢ 権利擁護担当職員雇用のための財源の確保 ➢ 当会で成年後見制度推進にあたる人材の確保が困難。 ➢ 財源が厳しく、限られた職員で業務を行っているので人件費の確保が課題。 ➢ 法人後見事業の必要性は感じているが、社協の体制が全く整っていないことから、専門職員の確保など事業実施までは時間を要する。 ➢ 社会福祉士として、成年後見人等の受任養成研修に参加するまでの期間が長く、自己負担もある。会社としての協力体制が不十分であったり、未策定のことが多い。

この調査は、赤い羽根共同募金を使って実施しました。